

米中国交正常化と台湾問題の「不完全な決着」

目次

- はじめに
1. カーター政権初期の対中アプローチ
 - ① 中国政策の再検討
 - ② 国務長官訪中への準備過程
 - ③ ヴァンス訪中
 2. 国交正常化への意志固め
 - ① 再交渉の模索
 - ② プレジンスキー大統領補佐官の訪中
 3. 米中国交正常化の実現
 - ① 交渉姿勢の確立へ
 - ② 一二月における「不完全な決着」
 4. 断交後の国府と台湾

佐
橋
亮

結論

- ① 新たな環境への準備
- ② 台湾関係法の成立

はじめに

リチャード・ニクソン政権の対中接近により開始された米中和解プロセスは、米中国交正常化と米華相互防衛条約の終了によって、一応の決着をみせた。^①

それはアメリカ政府の観点に立てば、三つの手続きによって成り立っている。

第一に、ジミー・カーター政権はアメリカ東部時間、一九七八年二月一五日午後九時に中華人民共和国との国交正常化を発表する。共同コミュニケは以下のように述べる。「アメリカ合衆国と中華人民共和国は、一九七九年一月一日付けで、相互に承認し及び外交関係を樹立することに合意した。アメリカ合衆国は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」

共同コミュニケは以下のように続く。「この範囲内で、合衆国の人民は、台湾の人民と文化、商業その他の非政府の関係を維持する。(略)アメリカ合衆国政府は、中国はただ一つであり台湾は中国の一部であるという中国人の立場を認める。^②すなわち、アメリカはそれまで承認していた中華民國との政府レベルの関係を解消するが、台湾に住む人々との経済・文化における交流を維持するため非政府の関係を構築する。これが第二点である。この内容は国内法として立法される必要があり、七九年四月アメリカ連邦政府案に大幅に修正が加えられる形で「台湾関係法」が成立した。

第三に、一九五四年に署名されていた米華相互防衛条約は、同第十条に基づき、アメリカ政府の通告から一年後の七九年末に終了されることになった。中国政府は当初、即時の破棄を求めていたが、アメリカ政府は終了の形式を選択した。なお米軍は七九年四月までに台湾から完全に撤収する。

コミュニケと同時に、米中両政府はそれぞれ声明を発表している。まずアメリカ政府の声明をみてみよう。「アメ

リカは台湾の人民の将来が平和的かつ繁栄的なものになることを確信する。アメリカは、台湾問題の平和的解決に引き続き関心を有し、台湾問題が中国人自身により平和的に解決されることを期待する。」記者会見でアメリカ政府は、終了にかかる一年間を猶予した後に台湾への武器売却を再開する意志も示した。これに対し中国政府は、「台湾の祖国復帰を解決し、国家統一を完成する方式については、これは全く中国の内政問題である」と声明し、台湾に対する武器売却に対して強い抗議を発表している。両政府の声明は台湾問題の将来、米台武器売却について、全くかみ合っていない。

米中国交正常化は両国が抱える問題を解消したわけではない。台湾問題の将来についてこの時点で両政府はそれぞれが発出する声明に事前に合意していたものの、非平和的な解決を否定する言質を得なかったことはアメリカ国内に不満を残しただけでなく、その後中国の軍事的成長によって問題を深刻なものにしていく。断交後の台湾に対するアメリカの武器売却について中国は強い不満を感じながらも国交正常化を一時的に優先させたにすぎず、その後もこの問題は米中関係を揺さぶり続けている。すなわち、台湾問題は解消に向かうどころか、むしろ東アジアの平和にとつての不安定要因として在存し続けることになった。

なぜ、国交正常化はこの形式で七八年末に実現したのだろうか。そしてなぜ、ニクソン訪中以来モメンタム（動力）を失い交渉を膠着させていた米中両国は、この時期に国交正常化に合意したのだろうか。

結論を先取りしてみよう。

カーター政権は、国交正常化を実現するための基本条件をニクソン政権から継承したが、同時に中国政府の求めに応じた政府内の考えを調整していった。先行研究でも指摘されてきたように米中関係の戦略的見地から米中関係は重視されたが、中間選挙、大統領選挙といった政治スケジュールの観点からも、正常化の七八年末での実現それ自体

が目的とされるようになる。平和的解決を一方的に求め声明する方式はアメリカ政府の選択肢の中で譲歩とみられていたが、ひき替えに何かを得ることもなく、中国政府からそれを完全に否定する声明をださなければ十分との立場に落ち着いていく。断交後の台湾への武器売却について、アメリカは鄧小平が黙認したと交渉の終盤で誤解していた。最終段階で米中両政府は過ちに気づき、鄧は当面の売却を認めるが、完全に受け入れたわけではなかった。

このようなカーター政権の国交正常化交渉は、ニクソン、フォード政権の対中交渉とも、アメリカの信頼性を維持しようとする歴代政権の慎重な台湾問題の取り扱いとも性質の異なるものだった。また政策形成は政権内の権力闘争の場となりブレジンスキー大統領補佐官は国務省との対決を強めたが、カーターは折に触れて主導的役割を果たしている。

以下、本論文は、米中交渉の段階に従い、カーター政権の発足からヴァンス国務長官訪中まで（七七年八月）、ブレジンスキー訪中まで（七八年五月）、最終的な交渉成立まで（七八年十二月）の三節に分けて検討し、台湾問題の交渉はその焦点となる。また、節を改めて中華民国に直接に関わる政策、およびその根拠となる情勢判断を分析したい。

先行研究と史料状況

これまで米中国交正常化をめぐるアメリカ側の政策決定、また戦略観については、カーター大統領、ヴァンス、ブレジンスキーそれぞれの手による回顧録^③、またインタビュー^④と同時代における新聞・テレビ情報を組み合わせた研究が多い。代表的なものとしてロバート・ロス『協力に向けた交渉』、宇佐美滋『米中国交正常化の研究』があるが、パトリック・テイラー『グレート・ウォール』^⑤は、インタビューを駆使し、この手法の研究を代表する。テイラーを例外として、多くの先行研究は当事者の主張を強く反映した記述に留まり、ブレジンスキー訪中を転換点とみなし、米

中交渉の決着を好意的に解釈するものが多かった。

一次史料を活用した研究に先鞭をつけたのはローズマリー・フットだ。フットは断交後の駐台代表使節、対台湾武器売却、台湾問題の平和的解決の約束の三つの重要論点に絞り、ニクソン、キッシンジャーによる中国への約束や国内政治事情もカーター政権を縛っていたことを指摘しつつ、カーター政権が上記三点で取引材料を駆使した交渉を行っているのではないとの結論を得ている。^⑥

台湾問題の処理は、研究史において最も重要な論点になっている。中国政府の姿勢を考慮すれば当時の条件が正常化を実現し得る上で最大のものであったと強調する研究の一方で、武力不行使という米中間係のそれまでの基本原則をアメリカ政府が放棄した点を批判する考えや、フットのように正常化交渉時の国際環境を考えれば中国より譲歩を引き出せたとの考えもある。いずれにせよ、中華民国とアメリカの関係は他国のそれとは本質的に異なり、国交正常化交渉の争点は対台湾武器売却、平和的解決の宣言のあり方にあつたのであり、これはいわゆる「日本方式」を単純にアメリカが受け入れたものではない。本論文は、これらの点で政治スケジュールに固執したカーター政権が十分に譲歩を得ようとしていないこと、さらに最終段階における合意形成に失敗していることを強調する。

カーター、ヴァンス、ブレジンスキーの役割の評価も、研究史の一つの焦点になっている。ウォーレン・コーヘンとナンシー・タッカーは、ブレジンスキーが共産圏の一体性の認識を強く持ちあわせ、ニクソン政権の対中接近に批判的であつたこと、それから考えを改めて中国の対ソ牽制の役割を認めていった過程を指摘した上で、国交正常化を政策として推し進める上で決定的な役割を果たしたと評価し、同時に中国もブレジンスキーを扱いやすい存在とみなしていたと議論する。^⑨ ブレック・ウォルカーはヴァンスの役割を再評価し、^⑩ ブライアン・ヒルトンはカーターの国際秩序認識と第三世界政策に国交正常化を位置づけようとしており、また地元ジョージア州に対する中華民国政府の工

作への嫌悪感も指摘している^⑪。本論文は、ブレジンスキーの戦略的見地は否定しないものの、カーターの果たした役割は大きい点、またブレジンスキー及びホワイトハウスの果たした役割もヴァンスと国務省との調整が大きい点を踏まえ、ニクソン政権におけるキッシンジャーと大きく異なることを指摘する。

なお、カーター大統領図書館をはじめ文書の情報開示は進んでおり、またアメリカ外交文書集 (Foreign Relations of the United States) も「カーター政権第一三巻中国」が出版された^⑫。私文書としてミシガン州デトロイトにあるウォルター・ルーサー記念図書館 (ウエインズ州立大学) には一九八一年から八二年に三九回の機会に五十時間を費やして録音されたレオナルド・ウッドコックとマイケル・オクセンバーグの対話形式によるオーラル・ヒストリーが保管されている^⑬。後者にアクセスできた先行研究は極めて少ないが、本論文では遺族の許可を得て、それを利用する。

1. カーター政権初期の対中アプローチ

① 中国政策の再検討

政権発足から夏までの間、多くのアメリカ新政権と同じように、カーター政権も政策のレビューと政府高官の新規任用に時間を大きく割かざるを得なかった。カーター政権は、ニクソン、キッシンジャーと中国政府の会談記録の分析に多くの時間を費やし、新たな北京の連絡事務所長として、全米自動車労働組合会長だったレオナルド・ウッドコックを任用する人事も初夏までずれ込んだ。

ホワイトハウスの国家安全保障会議では、マイケル・アマーコストとマイケル・オクセンバーグが北東アジアを担

当することになる。彼らは対中関係にモメンタムを回復し、二年以内に国交正常化を実現することをブレジンスキーに繰り返し提言する。しかし、ブレジンスキーは当初中国との国交正常化に関心が薄く、オクセンバーグは「教育係」としてその説得に半年を要したと説明している。¹⁴

オクセンバーグらは、毛沢東ら第一世代からの権力移行を収束させた中国が対ソ接近に踏み切ることを警戒し、それを防ぐためにも米中関係を進める必要があると考えた。¹⁵ 米ソ関係にばかり大統領の関心が与えられている状況は「バランスを欠いて」おり、中国のワシントン連絡事務所長との会談を至急設定すること、中国政策に関する省庁横断の研究を実施することが提案されている。¹⁶

二月初旬、カーターは黄鎮所長と初めて会談する。¹⁷ 会談準備資料には、この会談は上海コミュニケを基礎にした国交正常化が引き続きゴールであることを確認すれば十分との考えが記されている。米中両政府の朝鮮半島、第三世界へのアプローチは異なり、また対ソ封じ込めの強化を求める中国はアメリカのデタント政策、対ソ軍縮交渉に懸念を強めている。そのため、アメリカは世界から撤退しないとのメッセージを伝えつつ、機微な台湾問題では詳細に触れないとの方針となった。¹⁸

カーター政権は依然として中国政策の考え方を固めきれていないばかりか、共和党政権が中国といかなる交渉をし、約束をしてきたのか、記録を確認している段階にあった。ホワイトハウスは五月までに前政権の記録精査を終えたが、前政権が口頭で中国最高指導者に与えた五項目の約束事に大きな衝撃を受ける。¹⁹ カーターはニクソン・キッシンジャー外交が中国に譲歩を重ねすぎた点に率直に不満を示していた。²⁰

ホワイトハウスは中国政策、アジア政策の検討を徐々に進めていく。アマーコストは、中国も米中関係を戦略的に捉えていると判断していた。中国は日本の核武装、領土的野心に恐れを持っており、ソ連の東アジアへの関与を嫌う

ため、アメリカの同盟を支持すると考えられた。次の大統領選挙への動きがある前、七八年までに国交正常化を実現するため、今後半年以内に米高官が北京を訪問すべきであり、「このような動きは中ソ関係の重要な改善の可能性を低めることになる。」国交正常化交渉を進めるにあたって台湾の安全、日本との政治関係、国内政治への配慮と台湾のソ連接近への警戒が欠かせないとしているものの、中ソ分断の固定化による有利な地位の維持という三角外交の観点を強く感じさせるものだった。⁽²¹⁾

オクセンバークは、中国の軍備増強という観点からも米中関係の打開を重要視していた。すなわち、今後三、四年で台湾海峡の緊張は深刻に高まるため、米中関係がモメンタムを取り戻さなければ地域の安定が損なわれると考えていた。⁽²²⁾

台湾問題を解決する条件も徐々に探られている。断交後の対台湾武器売却の容認に加え、アメリカによる台湾問題の平和的解決への希望の宣言に中国が公に異を唱えないことを条件にして中国の正常化への意図を図るべきとの考えもあれば、台湾海峡における武力不行使の暗黙での保障を条件として求める考えもあった。⁽²³⁾

四月、国務省はヴァンスによる訪中の意志を中国政府に伝えている。この時期、ヴァンスからカーターに国交正常化に関する検討成果が送付されている。ブレジンスキーが回顧録で指摘するように、この文書は「中ソ対立の継続は明らかにアメリカの戦略的利益」であり、対中関係を良好にすることが米中ソ関係で有利な立ち位置を獲得することにつながる」と論じた。

しかし、国交正常化については慎重姿勢もみえる。その戦略的価値を認めつつ、それが台湾との関係を犠牲にするものであれば望ましくなく、また交渉終結の期限を設けるべきではないとした。台湾には断交後も武器売却を維持し、さらに核開発を抑制するためにも政府レベルでの関係維持が望ましい。⁽²⁵⁾

中国が応じなければ待ちの姿勢で臨むべきとされたこの文書は、オクセンバーグらに不満を残す内容だった。しかし、待ちの姿勢はカーターにも通じていた。²⁶⁾

② 国務長官訪中への準備過程

国務長官の訪中というスケジュールが定まったことで、政権内では対中関係の条件、進め方について議論が加速化する。

六月中旬、ブレジンスキーからカーターに提出された「対中関係の改善への方策」というメモにはカーターの詳細なコメントが残されている。

この文書は、米中関係を外交、戦略、商業、技術、文化の五つの側面に分け、またそれらの相互連関に配慮して進めるべきとした。国交正常化と対ソ政策の連関が意識されており、「もし我々が優柔不断さや弱気なところをみせてしまえば、中国は台湾問題で柔軟になることはないだろう」。他方で台湾問題をきっかけに外交関係が進展すれば、商業、技術の面での関係が進み、それは戦略協力に大きく裨益する。それゆえ、「必ずしもすぐに解決できるわけではないとしても）台湾問題を最初に持ち出すことこそ適切な順序」であり、ヴァンス訪中後一年半から二年での国交正常化の達成を目指すため、米華相互防衛条約の破棄、駐台米軍の完全撤退、中華民国との断交を行い、断交後の対台湾武器売却、経済文化関係の維持、兩岸問題の平和的解決への関心を明らかにしておくべきとした。

コメントから判明することは、まずカーターはこの時点で武器売却を通じた安全保障協力の維持に関心を寄せており、またアメリカから一方的に働きかけるような動きを見せはならず、「対等な立場」で交渉することを望んでいたという点だ。

さらに、台湾問題の平和的解決でも、カーターは指示を出している。文書は三つの方式を提示した。a) 中国政府による武力行使せずとの声明を求める、b) アメリカ政府による平和的解決を求める声明に対して中国政府の黙認を求める、中国政府が拒絶すれば交渉を中断する、c) 中国政府を承認した後にアメリカ政府の平和的解決への関心を声明するが、それを中国政府が批判しないように信じる(波線部、原文ではイタリック)。カーターは「b)が最低限」とのコメントを伏した。²⁷⁾

中華民国との政府レベルでの関係維持について、この文書やコメントでは具体的な議論はされていない。また米華相互防衛条約の破棄との文書の表現に、カーターはコメントをつけていない。²⁸⁾

この文書ではさらに、対ソ牽制を強く意識した戦略協力のため中国へのインテリジェンスの提供や兵器及び関連技術の提供もブレジンスキーから提案されているが、カーターは時期尚早と一蹴している。

時を同じくして、大統領検討文書(PRM)二四について検討会が開かれている。ブラウン国防長官は、「対中関係を進めることが中ソテタントの可能性を減少させることになれば、我々の得るものは大きい」と論じたが、ホルブルック國務次官補も米中ソ関係の構造は不安定だが米中関係の強化が望ましいことは明らかだと、それに応じている。続いてブレジンスキーも「中ソ関係よりも質的に高い米中関係を維持」し、中国をグローバルな協力の場に引きずり出すことを戦略目標にすべきと答えている。この会議では正常化交渉を議会とどのようにすり合わせるべきかヴァンズが質問をしているが、パナマ問題のため七七年度中は難しいとの見通しがアーロン国家安全保障担当大統領副補佐官から挙げられている。しかし、中国との国交正常化への決意をヴァンス訪中で示すことの重要性は、この会議でも満場一致で確認された。²⁹⁾

七月末の会議で、政権としての方針は完全に固められた。カーターが最初に出席者に投げかけた質問は、「国交正

常化を世界はどのように受け止めるのか」といったアメリカの信頼性に関わるものだった。これに対してヴァンスは、「好ましいと受け止められる。日本はそれを受け入れ、東南アジア諸国も歓迎するだろう。ソ連もそれに驚かないだろうが、アメリカの交渉ポジションは強化される。中国に武器の売却をしない限り、対米交渉に価値を見いだすだろう。(略)韓国はアンビバレント(二律背反)だ」と答える。ニクソン訪中から五年が経過し米中の国交正常化がすでに近い将来に起こり得ると受け止められていたこと、多くの国家が中国を「一つの中国」原則に従って承認していたことがその背景にあると推察される。⁽³⁰⁾

この会議では、カーターが具体的な指示を多く決めている。⁽³¹⁾ 正常化交渉を始めるだけでなく、台湾への武器売却についても明確に議論することを求め、渋るヴァンスに米中共同コミュニケの原案を持参するように指示した。なお台湾にアメリカの政府機関を残すかどうかカーターは質問し、ホルブルックは残すべきと主張したが、議事録では結論は出ていない。

この会議の内容は、訪中直前に改めてカーターからヴァンスに書簡の形で届けられている。この書簡は、訪中の目標は「正常化交渉のモメンタムを取り戻すこと」にあり、アメリカが対ソ関係で決して妥協していないことを説明し、そのうえで米中が互いの利益のために協力できる課題を朝鮮半島、アフリカ、東南・南アジアで模索することを求めている。

台湾問題に関する指示は、「柔軟性を引き出せ」というものだった。具体的には、平和的解決を期待するアメリカの声明に矛盾するような発言を中国政府がしないとの保障を取り付けること、武器売却についても理解を取り付けることを条件に挙げている。断交後にアメリカ政府の機関を残すよう主張すべきか否かについては、この書簡でも触れられていない。⁽³²⁾

米中共同コミュニケのアメリカ政府原案は、一ヶ月以上の時間をかけて作成されている。七月中旬のオクセンバーク草案は、その「一つの中国」に関する箇所を次のように表現していた。「アメリカ合衆国は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する (recognize)。アメリカ合衆国政府は、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部であるとの中国人の立場を受け入れる (accept)」。これに対しブレジンスキーは、「言葉の重複+問題が厄介なため」として、「受け入れる」を「認識する (acknowledge)」に修正し、また「台湾は中国の一部」との箇所を削除している。³³

八月中旬の草案は、後段の表現は「認識する」に修正されていたが、「台湾は中国の一部」との表現は残っていた。今回はこの表現にヴァンスが削除した方がよいとの意見を述べたが、ホルブルック、グレイステイン、オクセンバークの三名は、この箇所はニクソン政権期から踏襲しているものであり維持すべきと強硬に反対している。³⁴

ロバート・ロスは、カーター政権にヴァンス訪中で対中関係を前進させる意志はなかったと評価している。³⁵ しかし、ここまでの検討過程の議論から明らかのように、カーターの指示により、正常化交渉の入り口としてヴァンス訪中は位置づけられていたことは明らかだ。またロスは、対中関係の戦略的意義を主張していたブレジンスキーが孤立していたとするが、これも正確ではない。³⁶ 中ソ対立を継続させ、両国に有利なポジションを得ようとする考えは政策決定者たちに広く見られ、ブレジンスキーはソ連への強硬姿勢のために米中関係を位置づけるその一点が際立っていないにすぎない。

③ヴァンス訪中

八月二〇日、ヴァンスを団長とする訪中団はワシントンを出発、翌二一日に北京に到着し、二六日の帰国日まで中

国政府との交渉を重ねることになる。二二日、二三日は合計五時間にもわたって、アメリカの立場をヴァンスが黄華外交部長に一方的に説明する。その内容の大半は同盟戦略（NATOおよび日本）、対ソ政策、中東から第三世界への政策といった冷戦戦略にあてられている。二三日終盤に、国交正常化の条件について具体的な説明に入った。その内容は、中国政府が繰り返し求めている三条件（中華民国との断交、米華相互防衛条約の破棄、駐台米軍の完全撤収）を受け入れると表明した上で、以下の三点を強調するものだった。

第一に、「民間機関による方式をアメリカ政府は全く受け入れることが出来ない（波線部、原文ではイタリック）」ため、「アメリカ政府の職員が台湾に非公式の方式で残ることが必要だ」。それは外交上の性格を有するものではなく、また国旗も政府機関としての看板も掲げるものではない。なぜヴァンスは、「マキシマム・ポジション」とも呼ばれる、断交後の台湾との政府レベルの関係維持という条件を持ち出したのだろうか。ここまでの検討で明らかかなように、この点に関して明確な結論は事前に大統領から与えられていなかった。それゆえ、国務省は従来の立場でもあるため、この最大値から交渉をはじめようとしたと推測できる。³⁷⁾

第二に、アメリカの台湾に対する安全保障関係において、兵員数、戦闘部隊、軍事援助、合同訓練、武器購入のための借款、および武器売却は削減されてきた。米華相互防衛条約が失効した後は、「アメリカ軍施設、顧問団および他の軍事力はすべて撤収され、すべてのローンも行われなくなる。」これはカーターより指示されていた「丸めた表現」であり、武器売却の継続を暗に伝達しようとしている。すなわち、失効後に行われないうる行動から武器売却（および合同訓練）を外し、それらの継続をほめかしていた。

第三に、アメリカは議会と国民を説得するために、アメリカ政府は「平和的解決」への期待を表明するが、「中国政府はそれに矛盾するような声明、また軍事力による解放を強調した声明を發出しない」ことに合意して欲しい。³⁸⁾

さて、このアメリカ提案について、翌二四日午前には黄華から、午後には鄧小平から返答が行われている。

黄華の返答は、「台湾は中国の聖なる領土である」という大仰な言い方から始まるものだった。アメリカは中国内戦に干渉し、そして台湾の蔣介石、蔣経国政権を支援することで、「二つの大きな負債」を中国と中国人民に負っている。しかしヴァンスが提案した内容は中国が重ねて主張してきた三条件をみたすものではなく、「アメリカが引き続き中国の内政に干渉したいとの印象」を残すものだ。「アメリカは依然として台湾を必要としている」ようだ、と今後の交渉に余地を感じさせない言葉で、その発言を締めくくっている。

鄧小平の返答は、黄華よりもはるかに長い時間を使うものとなった。鄧は、ヴァンスの提案はフォード政権までのアメリカ政府の提案からの「後退」にすぎず、上海コミュニケに従った正常化をするために必要なことは「アメリカが決心を固めること」に他ならない断じた。「日本方式」のみが受け入れ可能であり、それすらも中国にとっては譲歩である。「扉に看板のない大使館が必要」という立場を受け入れることは出来ず、また台湾解放が平和的に行われるかどうかは中国人が決めるべき内政問題に過ぎない。

これらの発言は、ヴァンスが言外に示唆した武器売却の継続について直接に非難するものではなく、またその意図を中国側が理解したことも示していないが、平和的解決に関する声明の方法と米台の政府レベルの関係維持の二点に關して、アメリカの提案を完全に否定していた。

しかし、鄧小平は最後に、中国には依然として忍耐の余地があるとも述べており、これはアメリカ側に今後の交渉への期待を感じさせるものだった。華国鋒国家主席との会談を終えたあとにヴァンスからカーターに送られた公電も、華から「米中両国は前進すべき」との言質を得て国交正常化問題は「これまで同様に生きている」、交渉の道は開かれたのであり、「どのように進めたいか」考えるべき時に来ている、と報告するものだった。³⁹⁾

鄧小平の言葉をブレジンスキーも前進と評価していた。台湾問題について力による解決を排除しないものの平和的解決を模索する用意があるとの発言は、「新しいものではないが、一九七三年以来」の内容であり、アメリカの声明への中国政府の姿勢について交渉の余地があるとカーターに伝えている。「国旗のない大使館」への反対は、アメリカ側が柔軟性を示して交渉を進める余地を生み、武器輸出に関するコメントがなかったことも重要な意味がある。長い道のりになるだろうが「交渉は始まったのであり、タイミングと台湾問題の条件について、中国側は柔軟性を感じさせる」と締めくくっている。⁽⁴⁰⁾

なお、ブレジンスキーは回顧録で、「会谈の結果は両者に失望を残すものだった(略)我々は中国側が十分に柔軟ではないと感じた」と記しているが、この自らの報告と食い違っている。⁽⁴¹⁾

しかし、中国を発ったヴァンスはすぐに落胆せざるを得なかった。ホワイトハウスからのリークに基づいたポストン・ヘラルド紙の記事が、米中交渉において中国側に柔軟性があり、進展がみられたと報じたのだ。⁽⁴²⁾台湾問題に関して妥協をしたと受け止められかねない報道は、中国の最高指導者にとっても極めて難しい政治問題となる。事実、鄧小平はアメリカ報道各社の幹部を集めた会議でヴァンス訪中に成果はなかったと厳しい批判を行い、米中関係のモメンタムは失われることになった。

この記事のリーク元は、ブレジンスキーが国家安全保障会議職員に機密公電の内容を説明した場に居合わせたサミュエル・ハンチントンだということが判明している。⁽⁴³⁾このリークが誰の判断で行われたのか、またその意図は何か、実証することは難しい。しかし、中国政府に柔軟性があつたとの内容が記事になれば、中国を極めて刺激し、ヴァンス訪中の成果を弱めることはあつても強めることはないとの感覚は、当時ホワイトハウスに勤務するものは十分に持ち合わせていたのではないだろうか。

ヴァンス訪中が「失敗」とされる最も大きな原因は鄧小平の批判とモメンタムの喪失にある。ヴァンスは鄧小平会談の内容からみても、ヴァンスの提案した条件は交渉を打ち切るほどの結果を招いていない。中国政府はアメリカの対ソ政策を見極める過程の中にあり、正常化に向けた交渉を継続しつつ機会をうかがっていた。アメリカ政府も、パナマ問題で連邦議会に米中国交正常化を持ち込む余裕がないと判断したカーターの指示で米中共同コミュニケーションの草案を交渉のテーブルにのせることはなかったが、交渉の開始には前向きだった。⁽⁴⁴⁾米中両国ともに確実に交渉の入り口に立とうとしていた。そのところで、交渉の窓は突然に閉ざされてしまったのだ。

2. 国交正常化への意志固め

① 再交渉の模索

ヴァンス訪中直後のリーク報道に反応した鄧小平の「激昂」によって、米中交渉は棚上げの状態におかれる。アメリカ政府には、パナマ運河条約の批准に向けて政治資源が集中されていたことで米中交渉を早急に前進させることは得策ではないとの判断もあった。

オクセンバークは半年程度は中国政府の様子を見つつ、中国への技術供与や駐台米軍の削減、米華軍事演習の縮小、中国とNATOのコンタクト作りなどを行い、米中関係を維持すべきと提案している。⁽⁴⁵⁾

中国が長く希望していることもあり、民生技術の供与は関係改善のために有用な手段とみなされた。大統領科学・技術顧問のフランク・プレスは、コム規制に抵触しない範囲で石油探査関連技術やコンピュータの輸出を模索す

るように進言し、カーターはそれを承認している。⁽⁴⁶⁾

さらに、中国への軍事関連の技術と装備品の移転を主題として、PRM二四報告書の第三部が作成された。対ソ関係への悪影響は懸念されているが、西欧諸国や日本は規制緩和に前向きであり、また中国もそれらからの兵器調達を望んでいる。もとより中国は外国技術への依存に消極的でもあるため、アメリカが技術分野での協力を米中関係で活用することは難しく、補完的な役割に留まると考えられた。⁽⁴⁷⁾ なお興味深いことに、「アメリカに対する中国の軍事的脅威は極めて限定されており」、アメリカの支援によって中国の軍事能力が改善しても、それは台湾や韓国への潜在的な脅威を構成する可能性があるに留まるとの分析もみられる。⁽⁴⁸⁾

様子を見るとの方針は、少なくとも國務省の行動に表れている。九月末に国連総会にあわせてニューヨークで実現したヴァンス＝黄華会談は、戦略環境に関する意見交換に留まり、とくに正常化に関して交渉を前進させる内容はなかった。ヴァンスは黄に、「(正常化問題に関して)アメリカ政府は考えをまとめきれしていない」と明言している。⁽⁴⁹⁾ ウッドコックを通じて今後連絡を取り合うことが確認されたが、その後ウッドコックに与えられた訓令は、断交後の台湾と政府レベルの関係を維持するとの立場を撤回する旨、中国政府に伝えて構わないという内容にすぎなかった。⁽⁵⁰⁾

慎重な國務省の油断を突くように、ブレジンスキーは自らの訪中を強く希望するようになる。彼は中国政府から名指しで招待されるように、オクセンバーグに根回しを指示する。そして、カーター政権での正常化は難しいとする中国政府関係者に面会したオクセンバーグは、打開策としてブレジンスキーを招聘すべきであり、「私は軽々にこのようなことをいう人間ではない」と、正式な提案であることをほのめかした。数日後、モンドール副大統領との会談を利用して、中国政府はブレジンスキー訪中を歓迎するとの意図を正式に表明する。⁽⁵¹⁾

ブレジンスキーが訪中すべきか否か。ヴァンスの強い反対もあり、この問題は政権内を引き裂く対立を作り出し

た。⁽⁵²⁾ 国務省はブレジンスキー訪中に反対を貫き、ベルクラント農務長官、モンデールなどを提案していた。⁽⁵³⁾ ブラウンは中国と戦略協議の大使級チャンネルをもつことを提案していたため、ブレジンスキー訪中をその端緒とみなし、支持する立場に回った。⁽⁵⁴⁾

政権高官たちが二手に別れ、それぞれの主張を繰り返し上申するなかで、カーターの昔立ちは募る。パナマ運河条約（第一条約）が上院にて批准された三月一六日、ついに彼は決断し、手書きのメモをモンデールとヴァンスに送っている。結論は、ヴァンスをソ連に送り、ブレジンスキーを中国に送ることが議会対策の上でも最上の方策、というものだった。⁽⁵⁵⁾ モンデール訪中でカーターを説得できたと信じていたヴァンスにとって苦々しい内容だったに違いない。⁽⁵⁶⁾

そのような権力闘争を越えたところで、ホワイトハウスのオクセンバークとアマーコストは極めて戦略的にアジア政策を組み立てようとしていた。三月一六日の直前にブレジンスキーをはじめとした幹部職員に宛てた「アジア政策の再調整に関する提言」は、対中国交正常化、在韓米軍撤退、日米関係、台湾への武器売却を冷戦戦略の包括的なフレームワークに落とし込もうとしている。⁽⁵⁷⁾

報告書の基調には、「ソ連が（アフリカという）南方に向かって影響力を拡大させている今、彼らに（アジアという）東方に脆弱さがあることを気づかせなければならぬ」、「カーター政権のアジアにおける威信は低下しており、取り返しがつかないところに達する前に行動をしなければならぬ」という厳しい現状認識がある。

そのうえで、以下が提案されている。

第一に、（韓国関係の政治資金スキャンダルにより）国防力強化のための新規立法に議会での支持が十分に得られる見込みはなく、在韓米軍撤退計画を延期させることでアジアの同盟国の懸念、「小国のアジアの同盟国を売り渡す」

との保守派の批判をかわす。

第二に、七八年中に米中国交正常化を実現することで東アフリカにおいて力の均衡を崩しつつあるソ連に対する「効果的なカード」を生みだし、国内の保守派からも支持を獲得する。

第三に、台湾にはホークミサイル、F5E、またハーブンミサイルも売却し、国府、またアメリカの親台派に安全を再保障をする。⁽⁵⁸⁾

第四に、日本には国交正常化の意志を事前に伝え、「福田政権が日中友好平和条約の交渉を加速させれば、それは極東におけるソ連の孤立を加速化させることにつながる。日本は先に中国との交渉を進められることに満足するだろうし、日中交渉の妥結は米中の正常化交渉にも好ましい影響を及ぼすに違いない。」国交正常化に伴う米華同盟の終了は、最早アジアの同盟国がアメリカに感じる信頼性に痛手とならないとの認識が、この報告書からは読み取れる。

第五に、ソ連はアメリカの動きに、SALT交渉で柔軟姿勢を示すだろう。さらに、アフリカでの対立を冷戦の再燃につなげないように上手くコントロールすることもできるだろう。⁽⁵⁹⁾

具体的な手順として、今後三ヶ月で一気呵成に事態を進展させ中間選挙前の黄華訪米で妥結にもつていく案、五月前後のブレジンスキー訪中、夏のヴァンス再訪中を踏まえ、中間選挙前後いずれのタイミングで交渉妥結にするか、その進展に併せて判断する案が併記されている。⁽⁶⁰⁾

四月上旬、ホルブルック、アブラモヴィッツ、アマールコスト、オクセンバークの連名文書が作成されているが、その視点は、对中国交正常化は対ソ政策の観点から捉えられるべきであり、在韓米軍撤退政策の動向はアメリカの信頼性に大きく関わり、先のアマールコスト・オクセンバーク文書を大きく引き継ぐものであった。⁽⁶¹⁾

国交正常化に関して、ブレジンスキー訪中後にウッドコックが北京で開始する交渉の立場として、この文書は以下

の点を挙げる。①中国側の三条件を満たす。②断交後の台湾と非政府レベルの関係を維持する。③アメリカは平和的解決への関心を声明し、中国はそれに異を唱えない。④台湾の核開発計画を引き続き阻止する。⑤台湾への武器売却を継続するが、この点に関して中国側の公式の承認が得られるとは期待しない。⑥台湾との関係について議会に立法を求める。⑦中国の最高指導者の訪米の日程についても確認する。

交渉を進めるための補助手段として、駐台米軍削減、フランク・プレス大統領科学顧問が率いる科学・技術交流促進を目指した使節団派遣も提案されている⁶²。そして条件が整い次第、ヴァンスが再訪中し、カーターによる国交正常化の宣言を行う。時期については中間選挙前、また選挙後の両案併記であるが、選挙前であればアメリカのアジアからの撤退という同盟国の不信を煽りかねないと慎重論が挙げられている。

この報告書を叩き台にして、アジア政策に関するヴァンス、ブラウン、ブレジンスキーを一堂に会した会議が開かれることになった。在韓米軍撤退について多くの議事録があてられている。オクセンバーグは、七八年中の第一次撤退（六〇〇〇名）は東アジアにおけるアメリカの同盟の信頼性に関わり、断交後の台湾に対する約束の信頼性も疑われることになりかねないと訴える。両閣僚とブレジンスキーは、七九年まで第一次撤退を遅らせる（すでに半数の撤退は完了している）との案を支持する⁶³。

国交正常化に関して、中間選挙前後、さらには第二期政権への繰り越しの三案が検討され、この会議で結論は得られていない。ヴァンスは、カーターとモンデルは、ハーマン・タルマッジ、ヘンリー・ジャクソンら民主党上院議員との会談から、对中国交正常化は保守派にも理解が広がっており、早急に進めるべきとの考えに傾いている⁶⁴と解説している。

ブレジンスキー訪中前、国交正常化に関しての大統領決定は、五月一〇日にヴァンス、ブラウン、ブレジンスキー

の連名でカーターに提出された文書に残されている。断交後の対台湾武器売却について中国政府が合意するかは依然として不明とこの文書は記しており、国交正常化の実現が依然として樂觀視できないとの認識を滲ませている。

カーターは、まずタイミンングに関して、政権第二期への繰り越しを許さず、中間選挙の前後になるかは中国次第でよいが、中間選挙後が好ましいとの考えを伝えた。また平和的解決に期待を示すアメリカの声明に矛盾した声明をださないとの「確実な約束を中国政府から」取り付けるように、カーターはコメントを残している。⁶⁶

ところで、北京のウッドコックは、ブレジンスキー訪中前のこの時期にユニークな役割を果たしている。彼自身の説明によれば、平和的解決について中国の保障を取り付けることは主権に関わるため難しく、大統領はその権限のみで、中国を承認する一方で断交後の台湾の人々との武器売買を含む関係を維持すればよいと考え、これを「ウッドコック方式」と呼んでいた。平和的解決に関して中国との交渉を諦め、他方で台湾への武器売却についてもアメリカの一方的な行動で行う（議会の承認は得るもの前提では無い）ものと解釈すると、従来の政府の立場よりも対中交渉の議題も議会との事前調整も削り込んでいることが特徴的だ。⁶⁶

ウッドコックはこの考え方を踏まえた早期の対中国交正常化の必要を、北京や一時帰国したアメリカで広く話しており、そのリストには保守派やビジネス界の大物、またルーマニア、ユーゴスラヴィア、パキスタンの駐中国大使も含まれている。大使への発言は中国政府に伝聞された可能性が極めて高いが、ウッドコックに対して中国政府から否定的な考えは寄せられなかったという。

ウッドコックはさらに、七八年一月に全米自動車労働組合（UAW）総会で演説し、中華民国が中国全体を代表しているという現状は「愚かなもの」であり、東アジアの安定を実現するためにも国交正常化が必要だと述べた。⁶⁷ ヴァンスは激怒したが、「面会したカーターは「私も全く同じ意見だ」と返し、大統領選の予備選挙前には事を進めること

に合意したという。カーターとウッドコックは極めて強い信頼関係を保っており、カーターの判断に何らかの影響を与えた可能性は高い。⁽⁶⁸⁾

②ブレジンスキー大統領補佐官の訪中

ブレジンスキー訪中直前、オクセンバークは「スコープ・ペーパー」と題する資料を準備している。ニクソン・キッシンジャー外交が途中より頓挫した背景は両国の対ソ姿勢の違いにあったとの解釈を踏まえ、この文書は冒頭、次のように述べる。「一九七三年「秋」の訪中以降、「アメリカ政府高官の」訪中前にアメリカの弱さ、ソ連との合意の模索を示してしまふような事態が起きてきた」。今回の訪中では、反ソであるとのブレジンスキーの評判を利用しつつ、ヴァンス訪中以来全く得られていない信頼を中国から獲得するため、アフリカの角、米ソ核軍縮交渉(SALT)、アフガニスタン、ザイル等に対するアメリカの政策を説明し、さらに中国にソマリア、ジンバブエ、ナミビアでの役割拡大を働きかけなければならない。⁽⁶⁹⁾

台湾問題では控えめな書きぶりとなっている。上海コミュニケにある「中国はただ一つであり、台湾は中国の一部分」との原則をアメリカ政府が認識することを中国側の「最低限の」条件と説明した上で、それ以上に何を求めているのか「よくわからない」。今回の訪中で中国政府は「ブレジンスキーが正常化に関して重大な提案をするとは期待しておらず」、「正常化に関する実質的な議論を進める用意があるのかもよく分からない」。⁽⁷⁰⁾

五月二〇日、ブレジンスキー夫妻とその一行は北京空港に到着し、同日午後には第一回の会談が黄華との間でもたれている。冒頭ブレジンスキーは、「完全な国交正常化への意志を確認することこそカーターの第一の指示であると明言する。「カーターの名代としてアメリカがこの問題に関して決意を固めたと申し上げたい。」カーターはニクソン

ン・フォード政権で伝えられた五項目の約束事を踏襲し、「中国は一つであるとの見解を持っている」⁽⁷¹⁾。

このような確認の後、三時間にわたってブレジンスキーはカーター政権の世界戦略を説明している。SALT交渉はソ連との協力を示しているが、それは核戦略において賢明な「抑制」を形にするために行われているに過ぎず、対ソ関係の本質は「競争」である。アメリカは軍事予算の毎年三%の増額、NATOにおける通常兵力の増強、またソ連の「大陸をまたいだ圧力」に対して各地で対抗することを約束する。基本的立場をそのように説明した上で、ブレジンスキーは図表を使いながら、米ソの核戦略バランスとその見通し、欧州とアジアにおける通常兵力バランスを説明した。⁽⁷²⁾

会談終了間際にもアメリカは国交正常化交渉を進めることを「決断した」と繰り返したブレジンスキーは、その夜に設けられた歓迎祝宴でも、報道陣を含む多くの参加者の前でその日三回目となる「決断」の表明をしている。⁽⁷³⁾

翌日、黄はブレジンスキーの説明に対して、「米ソのどちらが相手を恐れているかと言えば、アメリカがソ連を恐れているといえる」と述べ、依然としてカーター政権の対ソ戦略に不満を持っていることを表現した。そのうえで、「ブレジンスキー補佐官はソ連の戦略目標の一つは中国を包囲することだと言ったが、中国は包囲網を恐れない」と述べ、中国はアメリカの対ソデタントを実現するための三角外交の手駒にならないと牽制している。世界各地での冷戦戦略について意見を交わした後、国交正常化に話を移した黄は、台湾問題の解決は内政問題であり、この点に柔軟性はな

いと厳しい態度を示している。

それに対しブレジンスキーは、正常化の話は夕刻の鄧小平との話し合いに譲りたいとしつつも、次のように述べている。「極東の、そして世界の平和はアメリカの信頼性が保たれることにかかっています。アメリカが気まぐれだとか信頼するに値しないとか認識されないことこそ米中両国にとって重要なのです。」

ここでブレジンスキーが意味することは二通りに解釈できる。第一に、台湾問題の処理によってアメリカの信頼性が傷つけば、アメリカの同盟国・友好国との関係に深刻な影響が及び、それが秩序全体を揺るがす結果になる。第二に、アメリカを完全に信頼しなくなった台湾はソ連に接近するかもしれない。この点は台湾の抑制をアメリカの役割として認めさせることで、断交後の米台関係への譲歩を得ようとする発言と言える。⁽⁷⁴⁾

同日夕方、鄧小平とブレジンスキーの会談が実現する。鄧小平は「日本方式」しか解決がないこと、またアメリカ側が平和的解決の期待を述べることは自由だが、中国は台湾問題の解決と方法、時期について自らの立場を声明するだけだと述べている。

ここでもブレジンスキーはカーターが既に決心したことを再三確認したうえで、米台関係の「歴史的な移行期間」において、アメリカの信頼性が維持されることが「共通の敵に利用されるような不安定な状況」を作らないために必要だと訴える。そのためにも、平和的解決への希望をアメリカが声明した後に中国政府がそれに矛盾する声明を發出しないこと、アメリカが台湾との「全領域にわたる商業関係を維持する」ことが条件だと明言している。後者は、アメリカ政府の考えでは武器売却の継続を意味している。

これに対して鄧小平は、前日のブレジンスキー発言を受けて、米中国交正常化後にソ連が台湾に接近する可能性、また台湾が核開発に走る可能性を考慮したが、アメリカと日本が非政府の商業関係を維持すればソ連が関与できる余地は少ないとの判断を示した。この鄧小平の発言をアメリカの武器売却までも容認している発言とまで読むことは難しい。

その後の会話の応酬は、平和的解決の宣言、武器売却の両方について、この時点で鄧小平が立場を変えず、アメリカの回答に不満を残していることを示している。⁽⁷⁵⁾

鄧「この問題はここで終わりにしましょう。カーター大統領が決心される日を楽しみに待っています。話題を変えましょうか。」

ブレジンスキー「既に申し上げたことですが、カーター大統領は決心されたのです。」

鄧「それは結構なことですね。(So much the better)」

ブレジンスキー「決心をすることはできません、それを実現する困難があります。乗り越える努力を我々が出来ることを望みます。」

鄧「結構です (Fine)。いずれにせよ、六月にウッドコック氏との交渉を始めましょう。」⁽⁷⁶⁾

翌日夕刻、ブレジンスキーは華国鋒とも会談する。華は、アメリカが平和的解決の意図を声明しそれに中国が反論しないことが台湾解放のために軍事力行使をしないように求めているとの意味であれば、それは台湾に対するアメリカの武器売却とは「二つの中国」を作りだすことに他ならないため両立しないと述べ、アメリカが武器を売却しなければ問題は早く解決すると述べた。この発言は、平和的解決の声明と武器売却を結びつけて中国側がその姿勢を示しているという意味で重要なものだ。ここからアメリカが売却する武器の種類・量と中国側の自製の度合いで何らかの取引が可能ではないか、帰国後に期待がもたれている。⁽⁷⁷⁾

ブレジンスキーがアメリカの対ソ強硬姿勢を示すのに十分なパフォーマンスを行い、中国側もブレジンスキーを与しやすい相手と見なし始めたことは間違いない。国交正常化交渉が北京で本格的に開始されることも確約された。⁽⁷⁸⁾

当初の想定と異なり、台湾問題に大きく時間が割かれることになった。しかし、ブレジンスキー回顧録の主張と異なり、台湾問題での成果はなかった。⁽⁷⁹⁾ 第一に、平和的解決への期待をアメリカが声明することは自由だとの鄧小平発言は、中国側の発言内容への条件付けを拒否しているため、前進とは言い難い。⁽⁸⁰⁾ 但し、鄧小平は「台湾の具体的状況

に配慮する」と述べており、樂觀の余地は残された。⁽⁸¹⁾ 第二に、断交後の対台湾武器売却についてアメリカの意図が明確に中国に伝わった点は新しいが、中国はそれを受け入れていない。

なお、この訪中時までにブレジンスキーの国務省への敵愾心は常軌を逸したものとなっており、特にホルブルックへの嫌がらせは政策形成から外すだけに留まらない過酷なものだった。⁽⁸²⁾

3. 米中国交正常化の実現

① 交渉姿勢の確立へ

ブレジンスキー訪中では、北京での米中交渉を六月に開始することが約束された。ヴァンスはその方針を六月十三日にカーターに確認し、一二月半ばに中国の承認を公表するとの日時もカーターの承認を得ている。⁽⁸³⁾

文書の内容を元に基本方針を議論した同月二〇日の会議では、国交正常化に関する立法はSALT合意文書の批准前が望ましいこと、米華相互防衛条約の一年の通告を持った終了を模索することなどが確認されている。⁽⁸⁴⁾

七月五日より、北京でのウッドコックと黄との協議が開始される。この協議は計六回（七月五日、一四日、八月一日、九月一五日、一一月二日、一二月四日）行われており、一〇月三日にはニューヨークにてヴァンス、ウッドコックと黄との間で会談が行われている。加えて、九月一六日にはカーターと柴沢民駐米連絡事務所長の会談、また数回のブレジンスキーと柴の会談があり、一月二二―一四日には鄧小平、ウッドコックの会談が三回行われている。⁽⁸⁵⁾これが米中国交正常化にいたる半年間の最終交渉の構成となる。

しかし、北京での交渉は当初互いの立場の確認に留まり、秋に米中関係は大きく動いていく。九月一九日、カーターは柴との会談の機会を設けると、国交正常化の早期実現への自らの決意を直接伝えた上で、断交後の台湾との非政府関係を「議会の立法によって」継続すること、そして「アメリカ政府は極めて注意深く選択された防衛的性質の兵器を抑制した形で売却することを含めた、台湾との貿易を継続する」と明言した。その理由として、台湾のソ連への接近、および核武装を挙げており、台湾を拘束する役割をここでも強調することになる。最後に、平和的解決を期待するアメリカ政府の宣言に関して、中国政府が矛盾した声明を出さないことも条件として提示している。⁽⁸⁶⁾

カーターが示したパッケージ、すなわち①断交後の台湾との非政府関係の維持(但し議会での立法による)、②武器売却の継続、③アメリカ政府による平和的解決への期待の声明に中国政府が矛盾した声明を行わないことは、ブレジンスキー訪中時の内容をかなり明確にしたものであり、アメリカ政府が台湾の安全保障に強い関心を持っていることを示したものだ。⁽⁸⁸⁾

このカーター発言への中国政府の返答は、極めて厳しいものとなった。一〇月三日、黄はヴァンス、ウッドコックとニューヨークにて会談し、武器を蒋政権に売り続けることは上海コミュニケの精神に反しており、アメリカ政府は「依然として国交正常化への決意を固めていない」と断じている。平和的解決についても、「中国人は台湾を解放し統一を実現することを決意しており、いかなる軍事力もそれを妨げることはできない。いつ、どのように台湾が解放されるかは中国の内政問題であり、いかなる国家も干渉できない」と、妥協の余地を感じさせない発言となった。⁽⁸⁹⁾

八月一日の第三回交渉では武器売却への言及がみられず、九月一五日の第四回交渉でもこの問題が正常化を阻害することは「なさそうだ」とウッドコックは本国に打電していたが、そのような楽観的な見通しは修正を余儀なくされた。⁽⁹⁰⁾ ウッドコックは、「武器売却問題がすべてをブロックしかねないと考えようになった」と、自らの考えを改め

たという。⁹⁸⁾

中国の硬化する交渉姿勢にもかかわらず、国交正常化の早期実現の方針は揺らがなかった。決定的な会議は一月一日に、カーターとウッドコック、ブレジンスキーの間で行われている。この会談は一分三秒であり、うち七分はウッドコック夫人が同席しているため、実質的な議論に割かれた時間は極めて短いものだった。しかしこの会談で、ベトナムとの国交正常化交渉を中断すること、SALT交渉の進展と米中交渉をリンクさせないこと、一月一日を中国の承認日時として目指すことがウッドコックに伝えられている。また、ウッドコックが北京にコミニケ案を持参して戻れるように、直ちにそれを準備せよとの指示がカーターからブレジンスキーに与えられている。⁹⁹⁾

一月二日、北京に戻ったウッドコックは第五回の交渉に望んでいる。コミニケ案が提示されることになるこの交渉では、ウッドコックは以下の点の伝達を訓令されている。①断交後の台湾との貿易関係は九月一六日にカーターが示した通りであり、②「必要な法的措置をとる経過期間の後に」台湾に住む人々との文化、商業、その他の関係は公式の政府機関が設置されることなく維持される、③アメリカ政府による平和的解決への期待の声明に中国政府は矛盾した声明を行わないこと、同時に中国政府による台湾問題の解決が内政問題との主張にアメリカ政府が矛盾した声明を行わない。⁹⁸⁾

このパッケージは武器売却に関するアメリカ政府の姿勢を第一に説明することで、九月一六日よりも意志を明確化している。他方で、共同コミニケに加え両国がそれぞれに出す声明において、アメリカ政府も中国政府の主張に矛盾した声明を行わないと伝えている。これは台湾問題を内政問題と強く主張する中国政府への配慮と受け取れる。またアメリカ政府の声明案として、「アメリカ合衆国政府は、上海コミニケにあるように台湾問題の中国人による平和的解決に対して公にその関心を確認し、またそのような解決が最終的に成し遂げられることを確信している」と最

後の部分を付け加えている。

この後、中国政府は次の交渉の日程をなかなか提案せず、アメリカ政府の苛立ちを誘う。オクセンバーグは一月五日のメモで、権力闘争が激化しており、中国は厳しい決断を出来る状況にないと判断していた。⁹⁴ 中国国内では、七八年を通じて華国鋒ら「二つのすべて」の立場と鄧小平の対立が深まっていたが、一月月の中央工作会議、三六日にわたった会期直後に開かれた中国共産党第一期中央委員会第三回全体会議（三中全会）において、鄧小平の実権掌握が固まることになる。⁹⁵ 他方で、一〇月三〇日にブレジンスキーが柴に早期の国交正常化ができれば長引くと伝えたことが、一月二日の第五回交渉の結果報告とあわせ鄧小平の対米交渉への決意を固めさせたと、中国の研究者は指摘する。⁹⁶

② 二月における「不完全な決着」

一二月に入ると、政府情報機関は、権力を掌握した鄧小平がアメリカとの国交正常化が自らの威信を高める機会と見なし始めており、日本人との会談でもそれを公言していると報告していた。⁹⁷

二月四日に韓念竜外務次官は、外交部長代理の肩書きで第六回協議に応じた。韓は、「ひとつの中国」の原則を確認した上で、中国政府が提示してきた三条件に従った中華民国との関係の処理を共同コミュニケに書き込むこと、また期間を明示しない外交関係の「経過期間」は受け入れられないことを述べた上で、懸念の三つの問題に関して以下のように答えた。

第一に、「日本方式」による断交後の台湾との関係維持は認めるが、公式、準公式のリンクは一切断絶されなければならず、またアメリカと中華民国の間のすべての合意が「無効 (null and void)」と宣言しなければならない。

第二に、中国政府はアメリカ政府の立場に矛盾した声明を出さず、台湾の祖国復帰を実現し、国家統一を完成させる方法は中国の内政問題と主張する。「これは中国政府によるアメリカ政府の必要に対する譲歩を意味する。」

第三に、武器売却に「強く反対」することは繰り返し述べてきたとおりである。アメリカは台湾が核兵器を持たないようにすべきだが、持ったとしてもそれは「アメリカが心配することではない。我々はいかに対処すべきか知っている。」⁽⁹⁸⁾

韓念竜は一月一日の期限を受け入れ、共同コミュニケ案を提示したことに留まらず、鄧小平とウッドコックの面会を設定することも明言した。平和的解決に関する声明に関しては、一月二日のアメリカ政府提案に沿った「満額回答」が十分に与えられている。ブレジンスキーはカーターに、この前向きな雰囲気は武器売却問題が交渉の前進を妨げないことを示していると報告している。⁽⁹⁹⁾

武器売却に関して、この時点ですでに両者の解釈に食い違いが生まれている疑いが強い。一方で中国側は、平和的解決の声明に関して「譲歩」を与えたことを強調しており、華国鋒＝ブレジンスキー会談を踏まえれば、武器売却を容認していないとのメッセージを意図していたのではない⁽¹⁰⁰⁾。アメリカが台湾の核開発を要請するという役割も明確に否定している。他方で、アメリカは武器売却にそもそも明確な了承を中国政府から取り付けられるとは思っていないため、従来通りの返答をしつつも交渉を進めようとした中国政府の姿勢から、武器売却問題の解決が言外に得られたと判断したのではないか。

この誤解が温存されたことが、一二月一三日のウッドコックとの会談における鄧小平発言の読み方を混乱させることになる。鄧小平は平和的解決の声明や代表機関についてこれまでの議論に合意を与えた上で、武器売却に関連して以下のように述べた。

「この一年間の期間内にアメリカ政府が台湾に武器を売却しないことを望んでいる。それは多くの問題を作り出してしまふからだ。」米華相互防衛条約を終了するために一年間を要し、その期間内に台湾に武器売却を続けられれば、それは条約の内容をアメリカが続けることを意味する。「この期間内にアメリカが台湾に武器を売却しないこと、米華相互防衛条約第一〇条に言及しないことが条件だ。」

ウッドコックはこの発言を、鄧小平が台湾に関する原則的立場を妥協していないことを示すために七九年の間に武器売却の新たな契約が行われないことを必要と判断していると理解した。すなわち、「一年間」に重点をおいている。一九八〇年以降が不明であったため、一四日の交渉ではこの点を、「一九七九年の米華相互防衛条約の終了しつづめる期間内に武器を売却しない」ことを中国政府が求めているのか、と再確認し、了承を得たと本国に報告している。

一九八〇年以降について明示的に問いただしてはいない。

しかし、鄧小平はじめ中国政府は同じ理解に立っていない⁽⁸⁾。彼の真意は七九年以降に一切の武器売却が行われないことにあった。ウッドコックに再確認を求められた鄧は、質問を七九年以降も続く武器売却の停止として解釈し、その通りだと答えた。

互いが異なった前提で議論していた。ウッドコックは、一年間という期限で売却の停止を理解した一方で、鄧小平は翌年以後武器が売却されてはならないと主張していた。

一四日に、鄧小平は、七九年に武器売却を行わないとカーターが宣言すれば、八〇年以降への含意を生んでしまうため、七九年という年に触れないことを求めている。このときも、ウッドコックは鄧の発言を、八〇年からの武器売却を容認した上で彼の立場を当面守るためのものと解釈してしまつた。両者は「期間内に」という言葉を、全く異なつた意味で話していた。

両者の誤解は、ワシントンで解ける。柴沢民が、武器売却が終わることで合意が成立したのは喜ばしいと発言すると、ブレジンスキーは一年間の約束に過ぎないと即座に答えたが、内心、ひどく狼狽したに違いない。アメリカ政府は北京における交渉で深刻なミスコミュニケーションが生じていることに、この最終段階で気づいた。⁽¹⁶⁾

ワシントンからの強い要請で、ウッドコックは鄧小平と一五日に三回目の会談をもつ。ウッドコックはすでに同じ解釈に達していると会談の必要が無いと主張していた。ここでようやく北京でも、合意直前にも関わらず核心的な問題について深刻な理解の齟齬が生じていたことに交渉の当事者たちが気づくことになる。

結果から見れば、激昂した鄧小平にウッドコックが説得を図る押し問答の末に、鄧は一年間の武器売却の猶予の後、武器売却を再開するとのアメリカの立場を受け入れた。⁽¹⁶⁾このとき、ウッドコックは鄧に、国交正常化が実現すればアメリカが中華人民共和国のみを唯一の政府として承認することで兩岸関係にも大きな影響が現れ、問題の解決につながるかと説得している。⁽¹⁶⁾鄧は完全に納得しているわけではなかった。彼は後でこの問題を持ち出すと述べたうえでこの場での矛を収め、この日で国交正常化を実現することを優先させる。⁽¹⁶⁾

最初から完全な合意形成は困難だったことから、日時が切迫したなかで鄧小平が合意したことをもって擁護する考え方はあろう。しかし、それは当初から計画されたものではなく、いわば棚ぼたの成果に過ぎない。「不都合に合意する」ために必要な、細やかな条件付けも秘密交渉もないままに、拙速な決着により中国政府に不信感を残した。そして米中は正常化したにも関わらず、米台関係に中国が異議を唱え続ける、新たな脆弱性を持つ時代に突入したのである。

また、性急な正常化交渉のなかで、「ひとつの中国」に関わる箇所をアメリカ政府がアクロレジする箇所の中国語訳が、リコグナイズの箇所と同じ「認識」になることを受け入れてしまっている。これは、中国語訳をもとに問題を

理解する、その後の世代の外交官らに異なった理解を与えてしまい、アメリカへの不信感を招いているとも指摘されている。⁽¹⁰⁾

4. 断交後の国府と台湾

① 新たな環境への準備

国交正常化に向けた動きの中で台湾問題は交渉の主たる関心事だった。しかし、それは連邦議会、日本をはじめとした同盟国の反応を制御するために好ましい条件を獲得しようとするものにすぎない。

中華民国政府（国府）が断交と同盟解体のショックにアメリカの国益を根底から否定するような政策で応じる可能性は低いと、カーター政権は判断していた。すなわち、ニクソン政権による対中接近時には核開発、ソ連・日本への接近、独立の宣言が懸念されたが、カーター政権は当初核開発への懸念を持っていたものの、⁽¹¹⁾ 国府を新しい環境に適応させるための準備（conditioning）に成功していると考えていた。核開発とソ連への接近を防ぐためにアメリカと断交後の台湾は安全保障協力を維持する必要があるとの説明が中国政府に重ねられたが、これは交渉材料としての性格が強い。⁽¹²⁾

アメリカの信頼性は、それまでの政権と異なった形で議論されていた。従来、アメリカは、同盟国に提供する拡大抑止の保証が十分な能力に裏付けられ、また確実に行われると、自らの信頼性を維持することを重視していた。一方所で共産圏に宥和的な姿勢をみせれば、他の状況でも妥協してしまうという発想が強く、それから得られる利益を超

えても、介入と関与に多大なコストを支払ってきた。

しかしカーター政権の対華関係において、駐台米軍の撤退だけでなく、一九五四年以来の同盟を解体すること、それ自体もアメリカの信頼性に深刻な影響を及ぼすとは考えられていなかった。¹⁵⁾カーターによる在韓米軍の撤退策がアメリカの同盟国に対する信頼性に深刻な影響を及ぼすとして強い反対にあつたことと対照的だ。すでにアメリカが中国との国交正常化に向かつていることは自明であり、また同盟国の多くも中国との関係正常化に踏み切つていたので、信頼性に与える影響はニクソン政権期以降、格段に小さいものになつたと思われていた。

国交正常化を前提としつつも、台湾問題の処理のあり方について信頼性の考え方をとる者もいた。ヴァンスは、台湾への支援には道徳的な理由があり、また他の同盟国との信頼に影響することを考慮していた。彼は法律家の助言 elements に、米華相互防衛条約の第十条に従つた終了という形式を強く求めた。¹⁶⁾統合参謀司令部も、七八年一月下旬という正常化交渉の終盤において、台湾との政府レベル関係の維持、武器売却の継続、中国政府による武力不行使への約束を、信頼性を保つために必須とみなした。¹⁷⁾米中国交正常化の決定を日本に知らせるタイミングは、日本に新たな「カーター・ショック」を与えないために必要とされた。¹⁸⁾

しかし、とりわけホワイトハウスは、台湾からの駐台米軍の撤退（七七年時点で駐台米軍はかつての八千名から千名へと削減されていた）や既契約の武器売却の引き渡しタイミング、また在外公館長の格下げなどを、中国との関係を改善し、交渉モメンタムを作り出すための手段にすぎないと考えていた。¹⁹⁾またブレジンスキーは、七八年秋に既に決まつていた国府へのF5E戦闘機売却に反対し、米中国交正常化の国府に対する事前通告にも極めて冷淡な姿勢を貫いた。²⁰⁾

国府は、米中国交正常化そのものがやがて実現することは不可避だと認識しつつ、それを遅らせることを政策目標

としていた。ニクソン政権期以降、国府は在米総領事館を増設し、また連邦議員への働きかけも強化している。また、カーター政権下で国府は、大統領の生まれ故郷、ジョージア州の田舎集落にすぎないプレインズ、また近隣の中核都市メイコンに対する取り組みを強化し、両都市は台湾第二の人口を持つ高雄市の姉妹都市となった。これらの政治化された姉妹都市外交と、地元の友人が抱き込まれていくさまに、カーターはかなりの苛立ちをみせていた。⁽¹⁹⁾

これらの取り組みの一部は、連邦政府案への根本的な修正を行う台湾関係法の成立につながっているだろう。しかし、国交正常化そのものを遅らせることには奏功していない。また、国府のインテリジェンス関係者への強い不信から、同盟国であるにもかかわらずアメリカは国府を厳しい情報監視下においた。駐台北大使館は実質的な機能低下が著しく、北京連絡事務所的人员が急増し大使館となりつつあったことと対照的なさまだった。⁽²⁰⁾

七八年一二月末のクリストファー國務副長官との会談でも、蔣経国は、対米関係と武器購入を引き続き重視していた。同時期に蔣経国は、ソ連との連携に言及した会議出席者をもその場で批判し、対米関係の重要性を強調している。⁽²¹⁾ 米台の安全保障関係は新たな形をとり、武器貿易は関係の基礎を構築していく。

アメリカとの断交後、国府は過激な行動に出ず、アメリカ政府は楽観していた。アメリカが新たに台湾との窓口として設置したアメリカ在台湾協会(AIT)は、七九年夏、蔣経国の統治体制に深刻なダメージは加えられておらず、他方で独立宣言、国際機関への加盟申請、日本への依存が困難であり、兩岸対話にも魅力が無いことから、対米関係は引き続き重視されると本国に報告している。しかし長期的には、中国からの安全保障上の脅威の前に台湾は十分な経済成長を果たせない可能性があり、政治改革も成功するかどうか也未だ分からないとしている。⁽²²⁾ この長期的な悲観論は、その後の展開を考えれば状況を大きく見誤っていた。

②台湾関係法の成立

カーター政権の国交正常化を政策の形成・実行プロセスとして評価した場合、その議会対策は強く批判されている。

アメリカでは行政府が外交を交渉するが、連邦議会上院は条約の批准を行うことで外交における三権分立が保障されている。しかし、米華相互防衛条約は、連邦議会に対する十分な相談が行われない状況において行政府が終了を通告したことになる。歴史上、条約を行政府が議会の同意無しに破棄した事例は複数存在しているとされるが、他国との同盟条約という安全保障上極めて重要な性格を持つ条約の終了を行政府が議会への相談無しに実行に移したことは、連邦議会の権能に対する挑戦として受け止められた。いわゆるゴールドウォーター訴訟のかたちで、争われることになる。

また、台湾関係法の制定では、連邦議会は行政府の考えと全く異なるように法案を修正していった。⁽¹²⁾ 断交後、アメリカは台湾との経済、社会関係を維持してきた六〇を越える条約、合意を維持する必要があった。ヴァンス訪中により政府レベルの関係の維持が図れないことが明らかになると、ホルブルックは中華民国課長のロバート・フェルドマンに断交後の関係を研究するように指示している。その後、断交が明確になると、フェルドマンは台湾関係法の基礎になる条文を作成した。⁽¹³⁾

三月末に上下院を通過した台湾関係法は、政府案とは大きく異なったものとして修正が重ねられていく。第二条B項(四)にて台湾海峡における武力の行使をアメリカの「重大関心事」として認め、第二条B項(五)及び第三条にて台湾への防衛に要する武器の売却を、第二条B項(六)にてアメリカの台湾への安全を保障する能力の維持を求め

表 1 台湾関係法と台湾の安全保障

相互防衛条約	台湾関係法
<p>第五条</p> <p>各締約国は、西太平洋地域においていづれか方の領域に対して行なわれる武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、</p>	<p>第 2 条 B 項合衆国の政策は以下の通り。</p> <p>(4) 平和手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含むいかなるものであれ、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、合衆国の重大関心事と考える。</p>
<p>共通の危険に対処するように行動することを宣言する</p>	<p>(6) 台湾人民の安全または社会、経済の制度に危害を与えるいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる合衆国の能力を維持する。</p>
<p>自国の憲法上の手続に従って</p>	<p>第 3 条 C 項大統領は、台湾人民の安全や社会、経済制度に対するいかなる脅威ならびにこれによって米国の利益に対して引き起こされるいかなる危険についても、直ちに議会に通告するよう指示される。大統領と議会は、憲法の定める手続に従い、この種のいかなる危険にも対抗するため、とるべき適切な行動決定しなければならない。</p>

出典：Richard Bush, *At Cross Purpose*, p.155. 米華相互防衛条約訳文は日本外交主要文書・年表(1)、680-683 頁。台湾関係法は東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室データベース『世界と日本』に記載されている『日中関係基本資料集』、880-887 頁のものを参照し、表記を一部改めた。

るものとなった。表 1 に示されているように、台湾関係法は米華相互防衛条約第五条に近い内容を含んでいる。

台湾関係法は、台湾との安全保障関係に、第三条 B 項及び C 項により連邦議会が関与することを規定し、対外政策に通常とは異なる関与を果たしていくことを立法化した。ただし、行動に法的拘束力を課す相互防衛条約と異なり政策を述べているに過ぎず、何ら確実なコミットメントを示しているわけではないため、その機能に本質的な違いは存在している。議会が軍事行動を始められることを意味せず、武器売却もアメリカに義務づけられているとは言えない¹⁸⁾。

しかし、中国政府の観点に立てば、それまでの米中交渉の内容とは明らかに異なる台湾関係法の立法は、一二月の交渉最終段

階における武器売却問題の「不完全な決着」と併せ、予想を超えていただろう。

ところで、台湾人口ロビーの活動もあり挿入された、第二条C項の人権規程は、美麗島事件へのアメリカの対応で大きくさま現実に意味を持ち始める⁽⁸⁾。台湾関係法は、蔣経国と国府にとって、薬にも毒にもなり得るものであった。

結論

国交正常化交渉からアメリカ政府が勝ち得た条件は、少ない。中国政府は「日本方式」による台湾との非公式の關係維持を容認することが譲歩だと主張し、アメリカ政府の平和的解決を認める声明に矛盾した声明をださないことをもって最後の譲歩と主張した。しかし、これらはアメリカが本来必要としていた内容を満たしていなかったために、その不十分さは台湾関係法の成立によって調整されざるを得なかった。

鄧小平は七八年冬の時点でアメリカを強く必要としていた。果たしてアメリカは、同じ程度まで中国を必要としていたのだろうか。その大局観に、アメリカの政策決定者は立っていたのだろうか。

米中国交正常化が、アメリカの他方面における国益を増進していれば、そのことから正当化することはできるかもしれない。しかし、米ソ交渉に対してポジティブな影響がみられないだけでなく、ブレジンスキーが主張したような、冷戦戦略における対ソ牽制の意味でアメリカが大きな利益を得たとも言えない。さらに、七九年一月、中越戦争に踏み切る決意を鄧小平がカーターに語ったことは、アメリカにとって大きな誤算だった。

カーター政権は、選挙など政治スケジュールへの配慮から設定された七八年一二月の妥結に固執した。交渉の妥結を目的としたために、国交正常化を政策として捉え直すための努力が、明らかに欠けていた。平和的解決について、

中国政府から何ら保証を取り付けることもなく一方的な声明に留めることを早い段階で決めてしまっている。

断交後の台湾に対する武器売却に関して、米中交渉は深刻なコミュニケーション・ギャップによって、最終局面で仮初めの相互了解をしたに過ぎない。これが、米中関係に大きな火種を残し、レーガン政権での再度のコミュニケーションを要したことに留まらず、米中台関係の基本構造への不満を中国政府に根付かせてしまった。

この問題の背景に深刻な影を落としているのは、カーター政権で国交正常化を担当したものに、兩岸問題は平和的に解決する可能性が極めて高く、断交後の台湾に売却される兵器も兩岸の緊張が減じ、統一に動く過程の中で自然に解消するとの前提が存在していたことだろう。⁽¹⁷⁾ ブラウンなどが当時公に説明しているように、中国は当面台湾を武力解放できる能力も持たないという判断も、間接的にこの楽観的な前提を支える。しかし、その前提は米中台の間で共有されているものではなかった。

その後の時代の変化は、当時の予想とは大きくかけ離れたものとなった。政治的自由化と経済発展に成功していく台湾の人々は中華民国を台湾化していく⁽¹⁸⁾。他方で改革・開放により成長を軌道に乗せていく中国は、兩岸問題の解決に軍事力を顕示する姿勢を放棄していない。

一九七八年のカーター政権の前提は、砂上の楼閣のように崩れていく。平和的な兩岸対話の進展に誰しもが満足した結果として、アメリカが台湾への武器売却を通じた安全保障協力を解消していく見込みは薄い。現実には、重要性を増しつつある対中関係への配慮から、台湾の人々の安全への配慮という法の趣旨を踏まえない形で、アメリカの武器売却が停滞しているに過ぎない。

もし、中国政府から武力の不行使、平和的解決と売却との間に明確なリンクを暗黙にでも確立できていれば、歴史は異なった展開をみせてきたのかもしれない。

政権発足当初、前政権の米中交渉記録のまとめをよみ、カーターは嘆息混じりに批判した。「キッシンジャーが上手くやったとは思えない。彼は中国人に媚びていただけだ。」⁽²⁹⁾しかしカーター政権は、キッシンジャーの敷いた米中交渉のレールの上を、この道しかない、さらにアクセルを踏み込み前進した。拙速な交渉は米中和解プロセスに「不完全な決着」を導き、その後も米中台関係を揺さぶっている。

注

(1) なお、正常化という用語法には、外交関係の樹立、およびそれまでの不正常な関係を修復するという二つの意味が含まれており、中国語からの直訳として Normalization という用語法が生まれたという。

(2) 『わが外交の近況(外交青書)』23号、四四八―四四九頁。但し、R・ブッシュの指摘を踏まえ、「中国の立場」を「中国人の立場」に修正した。中国語訳は日本語訳と同様に「中国の」と訳せる。しかし、アメリカ政府の立場に関する箇所であるため、アメリカ政府の意図を汲んだ翻訳にすぎないであろう。Richard Bush, *At Cross Purpose: U.S.-Taiwan Relations Since 1942*. Armonk: M.E. Sharpe, 2004. p.145.

(3) Jimmy Carter, *Keeping Faith: Memoir of a President*. New York: Bantam Books, 1982. Cyrus Vance, *Hard Choices: Critical Years in America's Foreign Policy*. New York: Simon and Schuster, 1983. Zbigniew Brzezinski, *Power and Principles: Memoirs of the National Security Advisor: 1977-1981*. New York: Farrar, Straus, Giroux, 1983. 三冊に加え、オクセンバーグによる論文も重要。Michel Oksenberg, "A Decade of Sino-American Relations," *Foreign Affairs*, Fall 1982, pp.175-195. アンガー(最後の駐中華民国大使)も離任直後に論文を記しており、米中国交正常化は台湾関係法の成立と併せて初めて評価に値する結果となったとしている。Leonard Unger, "Derecognition Worked," *Foreign Policy*, 1979 Fall, pp.105-121. なお、オクセンバーグはホワイトハウス勤務時に何回か、ブレジンスキーの指示で中国政策の評価を試みたペーパーを書いているが、それらはブレジンスキーの役割を強調するためのものに過ぎない。そして興味深いことに、その一部はブレジンスキー回顧録にそのまま転写されている。例えば、FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 327.

(4) オーラルヒストリーとして、Nancy Bernkopf Tucker, *China Confidential: American Diplomats and Sino-American Relations, 1945-1996*. New York: Columbia University Press, 2001. Ivo H. Daalder and J.M. Destler (eds.), *The National Security Council Project: Oral History*

Roundtables: China Policy and the National Security Council, College Park: Center for International and Security Studies at Maryland, 2001.

- (5) Patrick Tyler, *A Great Wall: An Investigative History*, New York: A Century Foundation Book, 1999. Robert S. Ross, *Negotiating Cooperation: the United States and China, 1969-1989*, Stanford: Stanford University Press, 1995, pp.92-162. 宇佐美滋『米中国交正常化の研究』国際書院、一九九六年。Raymund Garthoff, *Detente and Confrontation*, Washington DC: Brookings Institution Press, 1994. ティラーの著作にカーターとブレジンスキーは反論し、そのやりとりはフォーリン・アフェアーズに掲載されている。ティラーの著作と本論文は一部の解釈を異にし、またブレジンスキーが言うとおり七八年二月の交渉期限は同年六月のヴァンスの提案によるのは事実だと判断しているが、権力闘争、ブレジンスキーによるホルブルックへの個人攻撃、そしてなにより国交正常化交渉の瑕疵について、本論文はティラーの指摘の多くを公文書・私文書から裏付けている。"Letter to Editor: Jimmy Carter and Zbigniew Brzezinski", *Foreign Affairs*, vol. 78, no.6 (1999), pp.164-6. "Letter to Editor: Patrick Tyler", *Foreign Affairs*, vol. 79, no.1 (2000), pp.193-4.
- (6) Rosemary Foot, "Prize Won, Opportunities Lost: the U.S. Normalization of Relations with China, 1972-1979," in William C. Kirby, Robert S. Ross, and Gong Li (eds.), *Normalization of U.S.-China Relations: An International History*, Cambridge: Harvard University Press, 2005, pp.90-115. フットはまた、台湾問題が短期間で平和的に解決するところが楽観が存在していた点において、カーター政権とニクソン政権が変わるところがなにも指摘する。
- (7) Jaw-ling Joanna Chang, *United States-China Normalization: An Evaluation of Foreign Policy Decision Making*, Denver: University of Denver, 1986. Enrico Fardella, "The Sino-American Normalization: A Reassessment," *Diplomatic History*, vol.33, no.4 (2009), pp.545-578. キッシンジャーは、カーター政権が鄧小平の招聘の期限を切ったことと逆に妥協を引き出した(二月一日)との説をとっている。Henry A. Kissinger, *On China*, New York: The Penguin, 2011, p.355.
- (8) U. Alexis Johnson with Jef Olivarius McAllister, *The Right Hand of Power: The Memoirs of an American Diplomat*, Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1984.
- (9) Warren I. Cohen and Nancy Bernkopf Tucker, "Beijing's Friend, Moscow's Foe," in Charles Gati (ed.), *Zbig: the Strategy and Statecraft of Zbigniew Brzezinski*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2013, pp.85-103. 同論文はブレジンスキーの役割を評価しつつも、ブレジンスキーが台湾問題へのアメリカの関与を重要視しなかったこと、カンボジアや中国の人権状況に配慮しなかったこと、議会対策を怠ったこと、国務省との関係を必要以上にこじらしたことを、そして中国に利用されている側面があったことを、功績とのトレードオフとして指摘している。

- (10) Breck Walker, "Friends, But No Allies—Cyrus Vance and the Normalization of Relations with China," *Diplomatic History*, vol.33, no.4 (2009), pp.579-594.
- (11) Brian Hilton, "Maximum Flexibility for Peaceful Change: Jimmy Carter, Taiwan, and the Recognition of the People's Republic of China," *Diplomatic History*, vol.33, no.4 (2009), pp.595-613. 但し「ホルン」論文はカーター大統領の政策決定における役割を強調しようとしたが、大統領就任前の三極委員会のもの（カーターが著者ではない）が多く、説得力に欠ける。人権外交を標榜したカーター外交が、なぜ人権状況が著しく悪いとみられていた中国との国交正常化に踏み切れたのかという問いも立てられている。たしかに國務省や議会における強硬な反対論の根拠にこれらが存在していたが、カーター、ヴァンス、ブレジンスキーともこの点を正常化交渉の障害とは捉えていなかった。Hilton, "Maximum Flexibility for Peaceful Change", pp.601-2.
- (12) FRUSの編纂でもまた資料搜索に限界はあり、たとえば七八年六月二〇日における大統領と政権高官の中国政策検討会議の議事録は、その重要性にもかかわらず、発見されなかった。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 123 (Editorial Note). カーター大統領図書館のほか、国家安全保障図書館電子アーカイブ (Digital National Security Archive)、またゲール社の公開公文書参照システム (Declassified documents reference system) にそれぞれの編纂方針に従って公文書は収録されている。
- (13) Woodcock-Oksenberg Interview, Transcript, Leonard Woodcock Papers, Archives of Labor and Urban Affairs (hereafter LW-MO), Walter H. Reuther Library, Wayne State University, Box 34-35, 一九八一年一月二二日-一九八二年七月三〇日にかけて収録された「オラルヒストリー」は三九のフォルダー（それぞれがテープの画面に録音されているものを文字に起こしている）より構成されている。二〇一四年一〇月段階では一般に公開されており、シャロン・ウッドコック氏より特別の許可を得て閲覧した。また資料収集の過程でデビッド・オクセンバーグ氏からも暖かい励ましを頂いた。両家族に心より感謝したい。
- (14) LWMO, Box 34, file 4.
- (15) Memorandum, 1/19/77, Oksenberg to Brzezinski, "Sino-Soviet Normalization, Response to Your Inquiries of January 17 Prior to My Reading into the Records," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.
- (16) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 3, 「の時期」マモロストは政権第一期のマシヤ政策カレンダーを作成している。七十七年後半まで第一の優先順位は米中関係のモメンタム回復にあり、七八年後半までに北京政府を承認するが、台湾との経済、文化、安全保障関係を維持することが示されている。政策を進めるための必須条件として西太平洋における信頼性ある軍事態勢を維持すること、人権問題をアジアでは重要視しないこと、対日関係を重視するものの三点を挙げている。Memorandum, 2/2/77, Amarcost and Oksenberg to Brzezinski, "Four Year Foreign Policy Goals," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.

- (17) Carter, *Keeping the Faith*, p.189. 議事録を引く。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 5.
- (18) Memorandum, February 1977, Vance to Carter, "Your Meeting with Huang Chen Tuesday, February 8, at 10:00 am.," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.
- (19) 佐橋亮「米中和解プロセスの開始と台湾問題—アメリカによる信頼性と安定の均衡の追求」『日本台湾学会報』第12号(二〇一〇年)一七三—一九七頁。五項目の約束事は以下の通りである。一、「一つの中国」原則を受け入れ、台湾地位未決定論を公言しない。二、台湾独立運動を支持しない。三、日本や第三国が台湾と関わりを深めることを許さない。四、国府軍による大陸反攻を支援せず、駐台米軍を緊張の緩和とともに縮減をせよ。五、国交正常化に向けて努力する。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 98.
- (20) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 16, 20, 28.
- (21) Memorandum, 4/7/77, Arnacost to Brzezinski, "East Asia: Where Are We Heading," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library. Memorandum, date unknown, Brzezinski to Carter, "East Asia: Where do we Stand? Where Are We Going," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library. 各国別のアプローチではなく、地域全体を総合的に捉えた政策が必要との意識はアモスコストの文書にもみられる。「カーター政権が韓国、フィリピン、そしてベトナムに対して発足当初にとった動きは中国に対するアメリカの戦略的価値を低め、対中関係に新たなモメンタムを与えることを阻害している。」Memorandum, 2/18/77, Arnacost and Oksenberg to Brzezinski and Aaron, "East and Southeast Asian Policy," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.
- (22) Memorandum, 5/10/77, Oksenberg to Brzezinski, "Summary of Developments in Your Absence," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.
- (23) Memorandum, 2/3/77, Oksenberg to Brzezinski, "Sino-American Relations, 1969-1976 and Their Implications," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.
- (24) Memorandum, 4/13/77, Arnacost to Huntington, "Revised Statement on Goals," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.
- (25) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 26, Brzezinski, *Power and Principle*, p.199. この文書は「正常化前に米中安全保障協力を進める」とアモスコストが大筋を述べた上で、
- (26) Carter, *Keeping the Faith*, p.191
- (27) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 31, Brzezinski, *Power and Principle*, p.200. オクスエンバーグ論文は六月の段階でカーターが武器

- 売却、「非公式の」経済文化関係の維持、平和的解決を期待するアメリカの声明發出と批判されないことの三点をカーターが条件として決断している」と書いている。第一、三点は以上の文書で裏付けられるが、第二点はこの文書では裏付けることが出来ない。
- (28) カーターは七月三〇日の会議でも「中国(中華人民共和国)、台湾(中華民国)とアメリカのような関係を保っている国はあるのか。日本はそうではないのか」と質問しており、この時期に正確な知識を持ち合わせていなかったと思われる。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 41. 政府機関を台北に残す國務省の立場は、政策企画室(アンソニー・レイク室長)の主張を反映しており、ホルブルックや中国専門家は反対していたという。Ross, *Negotiating Cooperation*, pp.105-6. James Mann, *About Face*, New York: Alfred Knopf, 1999, p.83.
- (29) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 34. 出席した各機関トップは、ヴァンス國務長官、ブルメンサール財務長官、ブラウン国防長官、ブラウン統合参謀本部議長、ターナーCIA長官、およびブレジンスキー大統領領補佐官である。
- (30) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 41. 出席者は、カーター、ヴァンス、ブラウン、ホルブルック、ハミルトン・ジョーダン大統領領補佐官、ブレジンスキー、そしてオクセンバークである。ヴァンス、ホルブルック、オクセンバークの説明にカーターが指示を出していく形で議論は進んでいる。
- (31) ブレジンスキー回顧録は、七月末の会議でカーターは「唐突に」対中国交正常化に前向きな発言をしたと記載する。但し、ブレジンスキーは、七七年二月二八日にブレジネフへの書簡によるアプローチの失敗によって、カーターは対中関係で打開を図り、また中国をアフリカなどでのカウンターフォースとして活用する方向に考えを傾けたとも記載している。また本文での検討でも明らかにように、カーターは徐々に前向きになっていたので、このブレジンスキーの記載は、思ったよりも前向きな雰囲気カーターが感じさせたと解釈するのが良いだろう。Hilton, p.599; Brzezinski, *Power and Principle*, pp.148, 153-55.
- (32) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 43. カーターの指示には武器売却問題について「丸めた表現」でもよいとある。
- (33) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 36.
- (34) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 46. 北京でのヴァンス発言では、台湾は中国の一部という表現を使っている。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 48.
- (35) Ross, *Negotiating Cooperation*, p.107.
- (36) Ross, *Negotiating Cooperation*, pp.104-105.
- (37) Oksenberg, "A Decade," p.182. 宇佐美 前掲書「三五一—三五二頁」。
- (38) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 48.

- (39) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 52.
- (40) Memorandum, 8/25/77, Brzezinski to Carter, "The Vance-Teng Meeting," Amarcost File, National Security Council Files, Jimmy Carter Library.
- (41) Brzezinski, *Power and Principle*, p.202.
- (42) Vance, *Hard Choices*, pp.82-83.
- (43) オクセンバークが証言している。このことは彼がリークの過程を事後に検証したことを示唆している。LWMO, Box 34, file 6. ロス論文はノンチンソンのインタビューを引用しているが、ブレジンスキーとの関係については触れていない。Ross, *Negotiating Co-operation*, p.110.
- (44) LWMO, Box 34, file 6.
- (45) これらは PRRM 二四でも「付帯的手段」として、提案されていた。また同資料に残された手書きメモによれば、ブレジンスキーは技術供与と NATO とのコンタクトに関心を寄せており、またアーロン副補佐官は米華軍事演習の縮小に反対意見をつけている。
- (46) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 59; Brzezinski, *Power and Principle*, p.203.
- (47) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 64. 四人組の追放と鄧小平の復帰により、とくに貿易と技術移転の分野で西側との関係強化を進める CIA もこの時期に分析を提供していた。Ibid, doc 69.
- (48) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 67. 国務省はソ連の反応も懸念しており、国防総省、及び CIA と見解が対立していた。
- (49) Ibid.
- (50) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 62.
- (51) Ross, *Negotiating Cooperation*, pp.111-113. 著者にちなみサッドロック氏へのインタビューに基づく。
- (52) LWMO, Box 34, file 7. ハンブやホルブルックの怒りは凄まじいものがあつたともオクセンバークは語っている。しかしオクセンバークは、パナマ運河条約問題などで東アジア政策が進む余地はあまりなく、七八年一月の時点で年末までにミシガン大学の教職に戻る可能性が高いと考へていたといふ。LWMO, Box 35, file 9.
- (53) FRUS, doc 86. Brzezinski, *Power and Principle*, p.203-205. ブレジンスキーはすべてが中国のワシントン連絡事務所長(代理)と会話し、五月中旬の訪米の意図を正式に伝へてくる。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 87.
- (54) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 77. なお、中国へのアプローチについて、タイミングと訪問者の選択で意見は大きく食い違っていたが、その呼び水としてアメリカが一方的にすすむ手段について、オクセンバークとホルブルックは多くの意見を共有していた。

- ようだ。彼らは、駐台米軍の削減、アンガー大使の本国召還、中国への技術供与のパッケージを手段として想定していた。Ibid. doc 81. カーターがブレジンスキー訪中を決断する直前に、この議論は行われている。
- (54) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 83.
- (55) Carter, *Keeping Faith*, p.194.
- (56) Tyler, *A Great Wall*, p.251.
- (57) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 84.
- (58) ホークミサイルの売却に関して、三月頭の時点で国務省・国防総省の許可をオクセンバーグの提案で止めていたが、正常化交渉にらんだ戦略的タイミングで実施すべきだと考えているので考え方は一貫している。Ibid. doc 80.
- (59) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 84. 七八年二月以降、中国はエドガー・スノーを人民日報一面に登場させるなど、対米関係で好ましいシグナルを出していると考えられていた。Ibid. doc 85. カーターが個人アジェンダとして推進しようとしていた在韓米軍撤退策は、軍事バランスの崩壊、日本の懸念などから官僚機構・軍の強い抵抗にあつてた。さらに連邦議員に対する韓国政府からの取崩疑惑が持ち上がる中、米軍撤退の場合必要になる韓国軍強化のための法案が議会を通過する見込みもなかった。在韓米軍撤退策は、撤退の量や質を大幅に削減し、一定の面子を保つた上で延期される。Don Oberdorfer and Robert Carlin, *The Two Koreas: A Contemporary History Third Edition*, New York: Basic Books, 2014, pp.67-86.
- (60) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 84. 執筆者は後者を強く進めているが、在韓米軍問題等を担当していたインダーファース大統領特別補佐官は、前者も「魅力的」な案だとコメントを残している。その後の事態は、後者の案に近い形で進められていくことになるが、ヴァンス再訪中は案として初夏まで残るものの実現せず、また正常化交渉妥結の日程は六月に、一二月中旬というカーターの意志が固められた。
- (61) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 92.
- (62) フランク・プレス訪中団は、ブレジンスキー訪中時に提案され、七八年七月に実施される。米中科学技術交流ではそれまでで最高レベルの訪中であり、中国政府が熱望した数百人レベルでの中国人科学者・学生のアメリカ留学など、大規模な交流が国交正常化に先駆けて決定される。Kathlin Smith, "The Role of Scientists in Normalizing U.S.-China Relations: 1965-1979," *Annals of the New York Academy Sciences*, no.866 (December 1998), pp.128-9.
- (63) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 94.
- (64) Ibid.

- (65) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 99.
- (66) LWMO, Box 34 file 8, 断交後の台湾に政府レベルの機関を残す案を放棄することは、七七年秋までにウッドコックに訓令されている。このウッドコック方式は、以下の重要な閣僚級会議でホルブルックが「ウッドコック提案」として紹介している。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 94.
- (67) *New York Times*, 2nd of February, 1978.
- (68) LWMO, Box 35, file 10-11, ウッドコックは現時点ではいかなる高官訪問も難しいとも答えている。
- (69) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 106, 黄華外交部長はブレジンスキー訪問の後ザイールを訪問することになっていたため、アメリカ政府は中国からザイール・モブツ政権への支援を取り付けることを目標としていた。
- (70) *Ibid*.
- (71) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 108.
- (72) *Ibid*, PRM-10, および PD-18 の内容に重なる。PRM-10 を取りまとめたハンチントンが同行したのも、この理由による。
- (73) Fox Butterfield, "Brzezinski in China, Calles Goal Full Ties," *The New York Times*, May 21, 1978.
- (74) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 109, なお既に指摘してきたように、アメリカ政府内では信頼性は米華同盟と関連づけられなくっており、同盟国・友好国の多くは米中国交正常化と米華同盟の解体にも深刻な反応をしないと議論されていた。
- (75) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 110, パトリック・テイラーは、ブレジンスキーが回顧録と異なり、会談記録では武器売却について間接的に伝え伝えていなくと批判している。Tyler, *A Great Wall*, pp.254-255. しかし、「全領域にわたる商業関係」の真意は、この時点で鄧小平が自覚したかの判断は難しいにせよ、翌日の華国鋒との会談の時点では明らかに理解されている。ブレジンスキー帰国後、七八年夏にもアメリカ政府は複数回にわたって、台湾への武器売却を批判する中国政府に、「歴史的な移行期間における」正常化は防衛的武器の売却を含むと説明している。Foot, "Prizes Won, Opportunities Lost," pp.106-107, ブレジンスキー回顧録が脚色しているのは、この時点で武器売却について中国側の理解があったかのような表現にすぎない。Brzezinski, *Power and Principle*, p.215, 218, 国務省も鄧小平発言が武器売却の黙認を意味しているものではないとしている。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 118.
- (76) *Ibid*.
- (77) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 111-113, グレイステイーンは国務省としてのコメントの中で、台湾への武器売却に種類、実施期間で制約をつけてしまえば台湾と議会に深刻な影響を及ぼすと反対している。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 118E.
- (78) 万里の長城では同行した中国人に、「どちらが先に昇れるか競争しよう。勝った方がエチオピアでホッキョクグマ」(注：ソ連のこ

- と)と戦うんだ」と述べたとされる。Tyler, *Great Wall*, p.255. 中国側に与した解釈を取れば、ヴァンス訪中では中国側の三条件の受入は不十分であり、ニクソン・フォード政権下の五つの基本原則についても継承されるとの確約がなかったため、ブレジンスキーの語った内容は好ましいものと見なされた。差しあたり、以下の黄外交部長の発言を参照。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 138.
- (79) Brzezinski, *Power and Principle*, p.218. ブレジンスキー回顧録は鄧小平の台湾問題に関する姿勢に「柔軟性」を感じたとも書いてい⁹⁰。Brzezinski, *Power and Principle*, p.215.
- (80) ヴォーゲルはブレジンスキー訪中でアメリカの平和的解決の声明に中国が矛盾した声明を出さないことに了解を与えたとしてい⁹¹るが、本論が論じていくように、それは一二月まで与えられていない。Vogel, *Deng Xiaoping*, p.319.
- (81) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 110, 118. Foot, "Prize Won, Opportunities Lost," p.113.
- (82) LWMO, Box 35, file 14. Tyler, *A Great Wall*, pp.252-253, 255-256. なお、復路の機上、ブレジンスキーの指示で会谈議事録を渡すことを拒否したオクセンバークにホルブルックが掴みかかったとテイラーは描写している。Ibid., p.256. オクセンバークは掴みあいの喧嘩になったことを否定しているが、ブレジンスキーがホルブルックに対して「多くの国務次官補を首にするように大統領に進言しよう」など言葉で侮辱していたことを証言しており、機内が緊張感に満ちていたことは正しいようだ。LWMO, Box 35, file 14.
- (83) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 119. この文書を閲覧できる権利はカーター、モンデル、ヴァンス、ブラウン、ブレジンスキー、ハミルトン・ジョーダン大統領補佐官、ホルブルックおよびオクセンバークに限定されており、以後の国交正常化に関する検討でも機密保持を徹底することが確認されている。
- (84) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 123. Brzezinski, *Power and Principle*, p.224.
- (85) これ以外にホルブルックが国務省として交渉のチャンネルを開いているが、それは中国側がアメリカの中華民国に対する武器売却案件を批判する場としての性格が強かった。しかし、そのなかでもホルブルックは「歴史的な移行期」においても武器売却が継続されることを直接伝えるなど、一定の役割を果たそうとしている。また本文でも指摘するように、七八年一二月の最終段階で、武器売却問題の議論の不備を問いただしたのもホルブルックと国務省である。Foot, "Prizes Won, Opportunities Lost," p.106.
- (86) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 135.
- (87) アメリカ政府内では、非政府の代表施設の設定でも立法は不可欠との判断が取られており、厳密な意味で日本方式は取り得ないと考えられていた。
- (88) Tyler, *A Great Wall*, p.257.
- (89) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 138.

- (9) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 141, footnote 3.
- (10) LWMO, Box 35, file 16.
- (11) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 141, LWMO, file 17. この点でブレジンスキー回顧録は異なる。ブレジンスキーは自らの意見でこの数日後にコミュニケーション案を作成するようカーターを説得したことで、そしてコミュニケーション案の作成とその提示が米中交渉を進める上で決定的な役割を果たしたと自らの功績を讃えている。Brzezinski, *Power and Principle*, p.229.
- (12) Cable, Vance and Brzezinski to Woodcock, "Instructions for Woodcock's Fifth Round," 78/10/19, Zbigniew Brzezinski Collection, Geographic Files, Box 4 (Alpha Channel), JCL. Cable, Brzezinski to Woodcock, 78/10/24, Zbigniew Brzezinski Collection, Geographic Files, Box 4 (Alpha Channel), JCL. 米華相互防衛条約の「〇条未効にも言及されている」。なお、北京のナムムロケットとホフマン・マン・國務省は「マルブマ・チャンネル」といわれるCIAの回線を使っていた。会談記録は「Backchannel Message 205, November 2, 1978, National Security Affairs, Country files, Box 11, JCL.
- (13) Memorandum from Oksenberg to Brzezinski, "Rise in the Chinese Political Temperature and U.S. Policy Implications," November 15, 1978, National Security Affairs, Brzezinski Materials, Country File, Box 8, JCL.
- (14) 高原明生・前田宏子『開発主義の時代〜一九七二〜二〇一四』(岩波書店、二〇一四年)、一九一四〇頁。
- (15) Li, Jie, "China's Domestic Politics and the Normalization of Sino-U.S. Relations, 1969-1979," in Kirby, Ross, and Li (eds.), *Normalization of U.S.-China Relations*, pp.85-6.
- (16) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 160.
- (17) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 159, 合意の「無効」に関しては、法的手続きの観点から交渉が必要とされた。
- (18) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 162, 興味深いように、議事録によれば中国側はアメリカの信頼性が必要という議論への反駁を断交後の代表機関に関する回答の箇所で見えている。しかしアメリカの思惑からすれば、それは平和的解決への期待の声明、および武器売却の継続に関するものである。このことは中国側が信頼性をめぐるアメリカの議論を十分に理解していなかった可能性を示唆するが、確証はでない。
- (19) 鄧小平が二月一五日に語っているとおり、中国側のロジックでは、武器売却が継続していれば台湾を平和的に解決できる可能性が下がることを考えられていた。Gong Li, "The Difficult Path to Diplomatic Relations: China's U.S. Policy, 1972-1978," in Kirby, Ross, and Li (eds.), *Normalization of U.S.-China Relations*, p.144.
- (20) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 166. この議事録に含まれていないウッドロック発言は、以下の訓令で確認した。Cable, Vance

- and Brzezinski to Woodcock, "Instructions for Woodcock's Meeting with Teng Hsiao-Ping," 78/12/12, Zbigniew Brzezinski Collection, Geographic Files, Box 4 (Alpha Channel), JCL.
- (102) *FRUS, 1977-1980*, Volume XIII, doc 168.
- (103) テイラーも、鄧小平は年の一年間に新たな契約が行われないうことで武器売却が終わりを迎え、それを踏まえて台湾に呼びかけることを想定していたとの説を採る。Tyler, *A Great Wall*, p.263. ロムバーグも、ステープルトン・ロイ（北京連絡事務所副所長）のインタビューを元に、鄧小平は武器売却についてそれまでの米中の議論を完全に理解していないままウッドコックとの会談に突入したと述べている。Alan Romberg, *Rein in the Brink of the Precipice: American Policy Toward Taiwan and U.S.-PRC Relations*, Washington DC: The Henry L. Stimson Center, 2003, pp.93-4.
- (104) "Summary of Dr. Brzezinski's meeting with Ambassador Chai Tse-min, dated-Dec 15, 1978", National Security Affairs, Brzezinski Materials, Country File, Box 8, JCL. ホルブルックは一二日の鄧小平発言が台湾への武器売却をアメリカが行うことに承諾を与えていないことを問題視し、議会への説明が困難であると指摘したが、ブレジンスキーはそれを無視した。しかし、Chaiとの会談で、問題が存在していることを認めた。Tyler, *A Great Wall*, p.266-7, LWM/O, file 18.
- (105) *FRUS, 1977-1980*, Volume XIII, doc 170.
- (106) Tyler, *A Great Wall*, p.269, LWM/O, Box 35, file 18.
- (107) *FRUS, 1977-1980*, Volume XIII, doc 170. 鄧小平がその場で他の政治指導者に諮ることもなく独断で決断した背景には、権力基盤の強化、タイミング、対ソ脅威認識の悪化と中越戦争前の牽制をあげることができ、Vogel, *Deng Xiaoping*, pp.332-333.
- (108) なお、この仮訳における「認める (acknowledge)」は中国語訳の「承認」に近いが、それであれば前段の「アメリカ合衆国は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」の「承認 (recognize)」と異なる単語にも関わらず訳語が重複することになる。すなわちこの二点を踏まえて中国語訳を読むと、「中国 (政府) の」立場をアメリカ政府が「承認」したとも読めてしまう。なお中国語訳もアメリカ政府は確認しているが、この項目に関して中国側に押し切られてしまったことを、北京連絡事務所副所長として交渉にあたっていたステープルトン・ロイは反省している。またこの訳語がアメリカの立場に対する誤解を後世の中国外交官に与えていることをカーター政権に勤務していたアラン・ロムバーグも指摘する。Romberg, *Rein in the Brink of the Precipice*, pp.99-101.
- (109) 佐橋、前掲論文。
- (110) *FRUS, 1977-1980*, Volume XIII, doc 12, 22-3, 26. 佐橋、前掲論文、一八八—九頁。

- (11) Memorandum, Department of State, for Brzezinski, "Taiwan and U.S. Normalization Policy," May 1978, Staff Material, Far East, Box2, JCL, 準備 (conditioning) にいう用語法は、カーター政権でも引き続き確認される。Ibid. FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 132. 兩岸対話の見込みは低く、引き続きアメリカに依存することも考えられていた。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 38. 独立宣言は、蔣経国によって蔣介石の「一つの中国」という主張を否定することに他ならず、また台湾内でもそれを求める声はまだ強くないため、短期的には起るやうにならうと分析されていた。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 37. 独立派の動きへの関心は以下の文書で見える。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 99.
- (12) 対中交渉での言及は前節までの通りである。七七年七月にも、オクセンバーグは核開発、対ソ接近、独立の三つのオプションに対するアメリカの拘束の役割が中国政府に意味をもっている、カーター、ヴァンス、ブラウン、ブレジンスキーらの前で議論を展開している。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 41. 拘束の役割と武器売却への中国の承諾を取引と考えていたことも本文で論じたとおりだが、そのようなアメリカの役割を中国が認めているとも國務省・国防総省の実務担当者も考えていたようだ。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 78.
- (13) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 39.
- (14) Walker, "Friends, But No Allies", p.582. ヴァンスは、大陸への国交正常化後も中華民国に政府の公式機関を残すことで核開発を抑制するようになり容易であると考えた。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 26. Walker, "Friends, But No Allies", p.586.
- (15) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 154.
- (16) 蔣経国総統と福田首相に三週間前に通告するようをヴァンスは提案しているが、この点にカーターのコメントは伏されていない。FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 119.
- (17) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 34, 132.
- (18) キンレンジャーと異なり、ブレジンスキーは中華民国駐米大使にも会おうとしなかった。Tucker, *Strain Talk*, p.97.
- (19) Hilton, "Maximum Flexibility," p.611-2. FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 40.
- (20) Nancy Bernkopf Tucker, *Strain Talk: United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, Cambridge: Harvard University Press, 2009, p.113-4.
- (21) 松田康博「米中国交正常化に関する台湾の内部政策決定」加茂具樹・飯田将史・神保謙編『中国改革開放への転換 一九七八年を越えて』慶應技術大学出版会、二〇一一年、一八三頁。
- (22) FRUS, 1977-1980, Volume XIII, doc 276.

- (123) 古典より、Lester L. Wolf and David L. Simon, *Legislative History of the Taiwan Relations Act: An Analytic Compilation with Documents on Subsequent Developments*. Jamaica, New York: American Association for Chinese Studies, 1982. Robert Sutter, *China Quandary: Domestic Determinants of U.S. China Policy, 1972-1982*. Boulder: Westview, 1983. 最新の研究より、Paul Coyer, *Congress, China and the Cold War: Domestic Politics and Sino-American Rapprochement and Normalisation, 1969-1980*, Ph.D. Dissertation to London School of Economics, May 2013.
- (124) Bush, *At Cross Purpose*, p.151.
- (125) Nancy Bernkopf Tucker, "Strategic Ambiguity or Strategic Clarity," in Tucker (ed.), *Dangerous Strait: the U.S.-Taiwan-China Crisis*, New York: Columbia University Press, 2005, pp.193-4. Bush, *At Cross Purpose*, pp.153-9. 第三条に関して、上院案は「防衛的性質の兵器 (arms of defensive character)」とされていたが、上下院の調整の結果、「防衛に要する器材および役務 (defense articles and services)」と、より広い範囲を示すようになった。(外務省仮訳は後者を「防衛的な器材及び役割」としているが、修正経緯を踏まえば、「防衛に要する」とした方が正確である。防衛のために攻撃的性質の兵器が必要との状況も想定され得る。但し、下院案にあった「近代兵器」という表現等は削除された。Ibid., p.156.
- (126) 若林正文「蔣経国と李登輝 「大陸国家」からの離陸?」東京大学出版会、一九九七年、一五二—一六二頁。
- (127) Oksenberg, "A Decade," p.188; Tucker, *Strait Talk*, p.105.
- (128) 若林正文「台湾の政治 中華民国の台湾化の戦後史」東京大学出版会、二〇〇八年。
- (129) *FRUS, 1977-1980*, Volume XIII, doc 28, note 4.